

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第一期の弘前市歴史風致維持向上計画に基づき、弘前城石垣整備や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元、土塁の整備、無電柱化事業、多言語案内板の整備などのハード事業や、建造物の修景などの景観形成のための助成事業、伝統工芸の後継者育成のための支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、市民の景観に対する満足度の向上や、外国人宿泊者数の増加、民俗芸能の活動の維持など、一定の効果を得ることができた。

しかし、第一期計画期間内では修理が完了できなかった建造物や、保全に着手できなかった歴史的建造物が残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の少子高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、緩やかに減少し続けており、引き続き課題に対する対応が必要となっている。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

国指定の重要文化財建造物弘前城天守の石垣整備をはじめ、文化財指定されている建造物については順次適切に保全を図っているものの、保全されていない建造物が残されている。

また、文化財指定されていない地域を代表する歴史的建造物も多数存在しており、これまで景観重要建造物への指定や、修理等に対する助成、市による買い取り等を行うことにより保全を図ってきた。

一方、建造物の維持管理費の捻出が困難なことにより、減失や外観が適切に保たれていない建造物や、所有者の高齢化や後継ぎ不在により空き家化している建造物がある。また、当市には歴史的建造物が多く存在しているにもかかわらず、その価値の認識不足により十分に活用されていない。



保全が必要な歴史的建造物

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する課題

市内には伝統的建造物群保存地区をはじめ、文化財等歴史的建造物が広く分布しており、歴史的な街並みが当市の魅力を形成している。

これまで一部地域で道路の美装化や電線の地中化を進めてきたが、依然として、歴史的街並みにそぐわない電線や道路が残っている。

また、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化などにより放置され傷んだ家屋や生垣による景観阻害が見られる。



手入れがされていない生垣

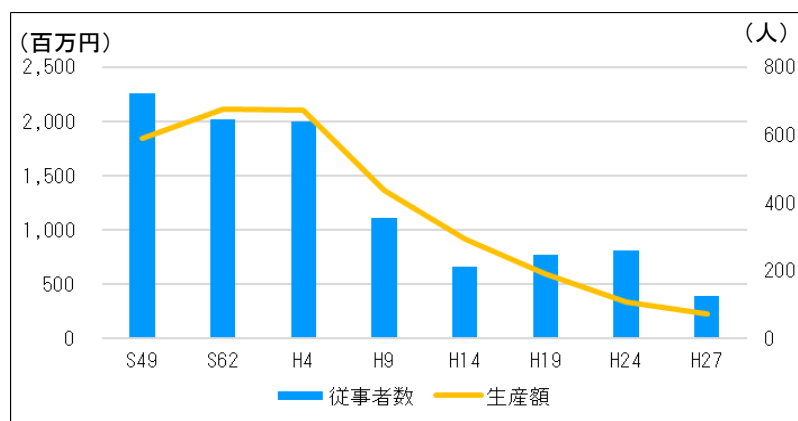
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

当市には、藩政期以降、生活の中で育まれてきた伝統行事や伝統産業などが数多く残されており、その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

しかし、ねぶた祭りや獅子舞といった地域住民によって支えられてきた伝統行事や伝統芸能の中には、少子高齢化などの進展に伴い次世代の担い手不足が深刻化しているものもある。

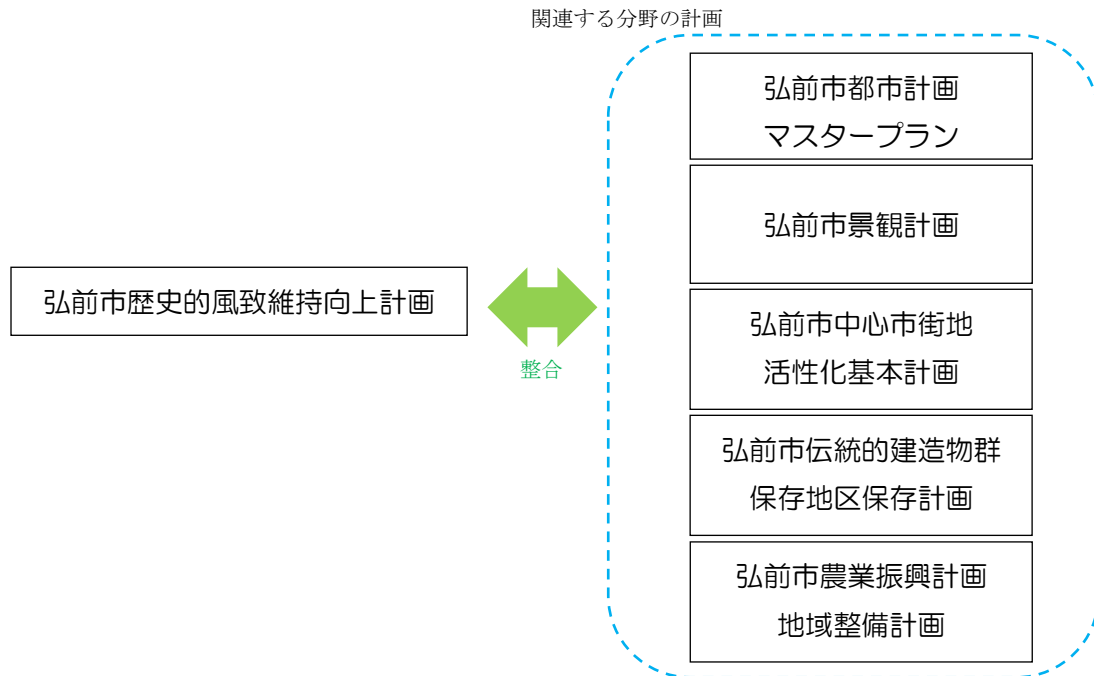
また、伝統工芸についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化・減少化が進んでおり、後継者確保と技術の継承が課題となっている。

津軽塗従事者数及び生産額の推移



2. 既存計画との関連性

本計画は都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画とも整合した計画とするものである。



(1) 弘前市都市計画マスタープラン(平成 27 年(2015)3 月策定)

弘前市都市計画マスタープランは平成 27 年(2015)3 月に策定された、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。

全体構想の中で、目指す都市の姿として「暮らしを楽しめるまち」とし、4つのまちづくりの目標を定め、このうち「歴史・文化、個性が光るまち」では、現存する歴史的建造物の保全・活用や、歴史・文化などの多様な観光資源を相互に結ぶ回遊ルートの形成、歴史を感じさせる街並み形成、市内の観光を促す基盤づくりにより、市民が誇りや愛着が感じられるようなまち、また、弘前を訪れる人が本市の良さを堪能し、繰り返し訪れたくなるようなまちを目指している。

■弘前市の目指す都市の姿

『暮らしを楽しめるまち』

- ・都市機能が集積したコンパクトなまち
- ・集落拠点と市街地が公共交通で連動したまち
- ・自然とともに生き、安心して快適な生活を送ることができるまち
- ・歴史・文化、個性が光るまち

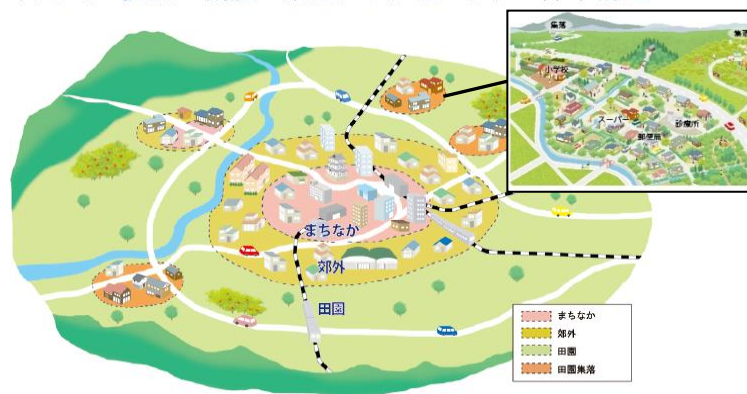
■将来の都市構造とその考え方

『コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造』

- ①市域をエリア特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」に区分します。
- ②「まちなか」は本市全体の「拠点」とし、「まちなか」に集中する都市機能が周辺に拡散することを防ぎます。
- ③「郊外」と「田園」の各地域に「拠点」を位置づけ、必要なサービス・交流機能を誘導、コンパクトに集約します。
- ④「まちなか」では弘前駅周辺と土手町を核としてこれらをつなぎ、まちなか居住を誘導するなど、まちづくりを面的に展開します。
- ⑤「まちなか」と「郊外」からなる市街地の規模は現状から拡大せず、自転車でも移動が可能なコンパクトな市街地の良さを維持します。
- ⑥「田園」の自然環境を保全し、各地域（集落）から「まちなか」への公共交通のアクセスを確保します。
- ⑦「まちなか」と周辺都市を結ぶ公共交通も強化し、周辺都市の人たちがさらに弘前を利用しやすくなるようにします。
- ⑧「まちなか」、「郊外」の歴史資源、観光資源、高次都市機能を連携する道路交通ネットワークを再編します。

将来都市構造図

コンパクトな市街地・集落地を維持し、
各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造



(2) 景観計画(平成24年(2012)3月策定)

当市は、平成2年(1990)に景観に関する総合的な方向性を示した「都市景観ガイドプラン」、平成3年(1991)に眺望景観や大規模建築物の色彩・デザイン等などについての指針を示した「街並み景観ガイドライン」を策定し、平成6年(1994)には弘前市都市景観条例を制定し「大規模行為の届出制度」を実施するなど積極的な景観施策に取り組んでおり、平成24年(2012)6月1日には景観法に基づく弘前市景観計画を施行した。

景観計画では、自然・歴史・文化に彩られた景観を守り、育むため、目標とする景観像を「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前」とし、本市の景観の象徴である岩木山が市内いたるところから眺めることができる、景観資源が市全域に分布している、山地・田園・市街地が調和して弘前ならではの奥行のある景観を形成しているという本市の景観特性と、これまで自主条例で市全域を対象に景観づくりを進めてきた経緯から、弘前市全域を景観計画区域としている。中でも景観形成重点地区として弘前公園周り、また眺望景観保全地区として「弘前城本丸・城西大橋からの岩木山」と「蓬萊橋ほうらいばしからの五重塔」を設定し、良好な景観づくりを進めている。

また、景観計画の策定に際し、市民の意識醸成じょうせいや意見の反映を目的に実施した「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」募集や市民アンケートにより、魅力的との意見が多かった歴史的建造物の周辺など、71か所を弘前ならではの景観として「大切にしたい場所・眺め」に定め、景観形成基準を上乗せし、市民と一体となった景観保全を進めている。

■ 目標とする景観像

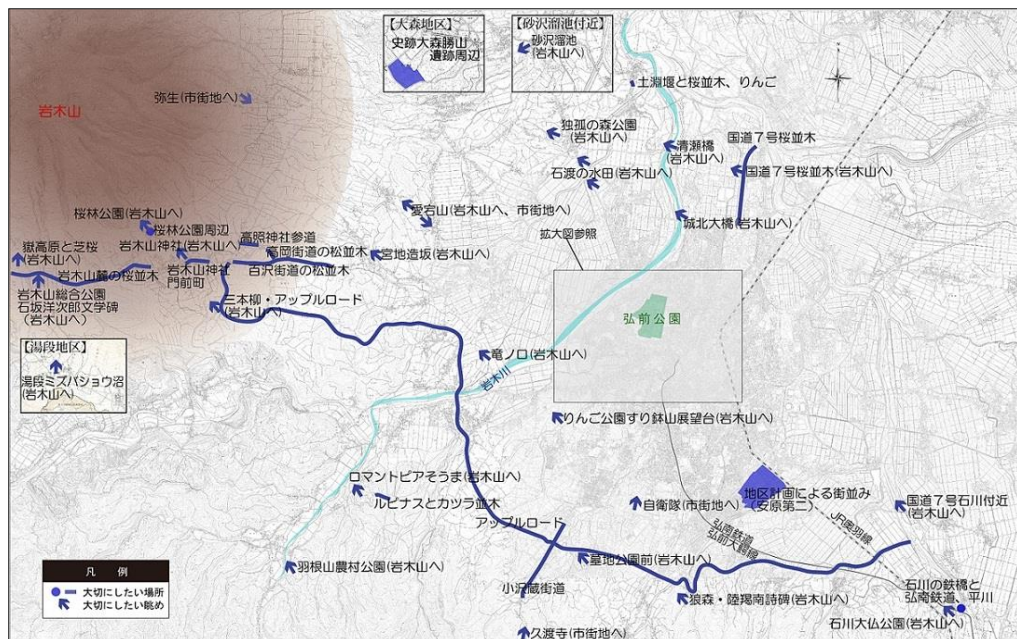
自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前
～住まう人が愛着と誇りを感じ、訪れる人の心に刻まれる景観づくり～

■ 景観づくりの基本方針

- ・自然、田園、市街地がつらなる景観づくり
- ・歴史と伝統が息づく風格のある景観づくり
- ・進取の気質あふれる、活気と賑わいのある景観づくり
- ・市民・事業者・行政の協働による、守り、創りはぐくむ景観づくり

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

○大切にしたい場所・眺めの分布図(広域図)



○大切にしたい場所・眺めの分布図(市街地拡大図)



(3) 中心市街地活性化基本計画（平成28年(2016)3月策定）

平成20年(2008)7月に国の認定を受けた弘前市中心市街地活性化基本計画では、「住人と商人と旅人がふれあうまちなか」を基本理念として、中心市街地活性化のための様々な取り組みを行ってきた。

引き続き中心市街地が「まちの顔」として役割を果たせるよう、官民が一体となってまちの賑わいを創出し活性化を図っていくため、平成28年(2016)3月、計画期間を5年とし、引き続き国の認定を受けたものである。「多くの人が集う、活気ある楽しいまち」を中心市街地の将来都市像に掲げ、中心市街地活性化のための3つの基本方針を定めている。

方針の一つ、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」では、四大祭りの一層の充実を図りながら、観光機能をさらに充実させるため、埋もれた観光資源の掘り起しや既存資源のさらなる有効活用、外国人観光客受け入れを目標とした環境整備などのインバウンド対策等、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを進めることとしており、歴史的風致を活用したまちづくりを推進するものとなっている。

■ 中心市街地の将来都市像

多くの人が集う、活気ある楽しいまち

■ 中心市街地活性化の基本方針

- ・ 出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち
- ・ 歴史・文化とふれあえる観光のまち
- ・ 暮らしたくなる便利で豊かなまち

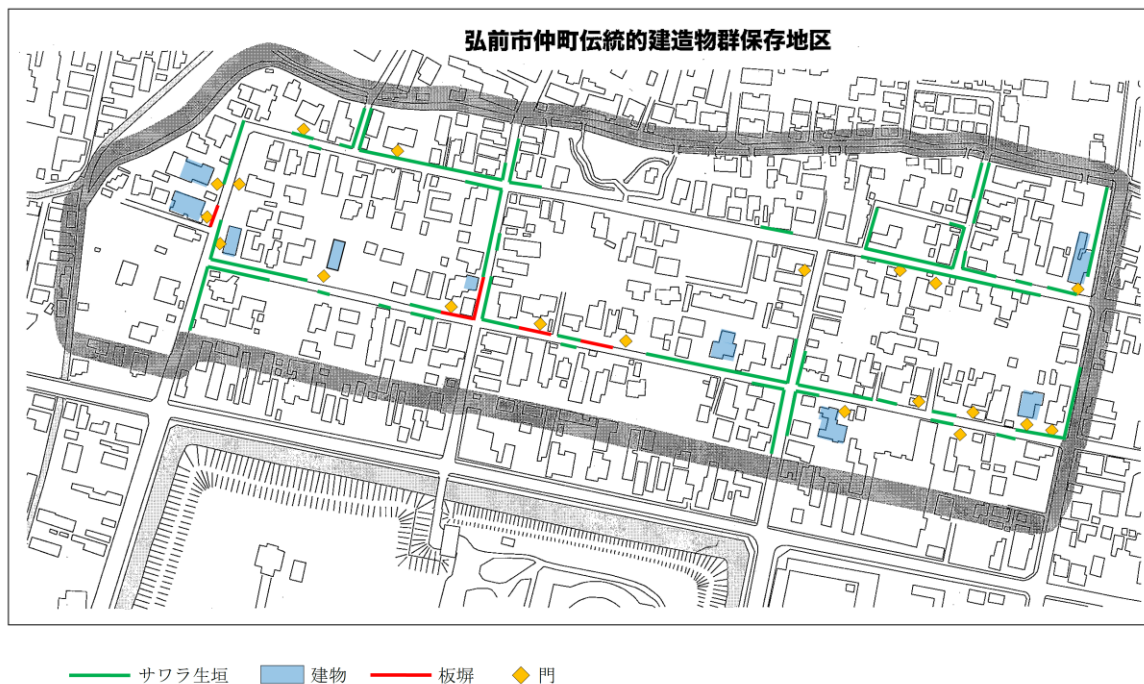
(4) 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画（昭和53年(1965)2月策定）

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、面積約10.6haの旧武家町である。藩政時代の地割りが良く残り、旧武家住宅や門、道路に沿って植えられたサワラの生垣や背後の松木等が古雅なたたずまいを見せている。本計画は、このような特性を生かしながら伝統的建造物群保存地区としての景観を守っていくため、地区住民の協力を得ながら管理等行うことを目的としており、地区の歴史や特徴、地区内の整備計画、補助制度や防災施設等について記している。

保存計画では、建築されてから一定年数を経過し、伝統的様式の外観を持つもので、伝統的建造物群保存地区の特性を維持し、保存地区の景観とよく調和した母屋や門、板塀を「伝統的建造物」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体となった環境を保存するために必要と認められる物件（生垣、樹木）を「環境物件」として定め、管理、修理、修景及び復旧に努めることとしている。

現在、2020年度の見直しを目指して、保存計画及び防災計画の見直し調査を実施中である。

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画において特に保存が必要と認められる物件



(5) 弘前市農業振興地域整備計画(平成27年(2015)12月策定)

弘前農業振興地域整備計画は、平成27年6月15日の農業振興地域の指定を受け、農地の保全や農業の健全な発展に資することを目的に策定された。

「第1農用地利用計画」では、農用地は将来にわたって食糧の安定的供給を図るための基本的な土地資源であり、かつ、本市の基幹産業である農業の生産基礎であることから、今後とも優良地の保全・確保に努め、生産性を高めるための土地基盤の整備を推進することとしている。

「第3農用地等の保全計画」では、農業従事者の高齢化、農業後継者の減少に伴い優良農地が継承されない状況にあることから、周辺の耕作に支障を及ぼすおそれがある耕作放棄地の発生防止・解消へ向けて、認定農業者等への利用集積をさらに推進し、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金による地域共同による取り組みを進めていくこととしている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

地域を代表する歴史的建造物等の適切な保全及び活用に引き続き取り組む。また、民間が所有する景観重要建造物については、所有者や後継者の負担軽減による建造物の保全・活用を図るために、建物補修の費用負担の支援を行う。

また、地域の歴史資源の認識のさらなる向上のため、文化財に指定されていないものの、当市の風情を醸し出している古い建物として指定している「趣のある建物」をまとめたパンフレットの配布等、情報発信に取り組む。

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する方針

仲町伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みを保全するため、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化等、社会環境の変化に対応した保存計画の見直しや、修景を行う。

また、歴史的街並みと調和するよう、道路の美装化や無電柱化を進める。

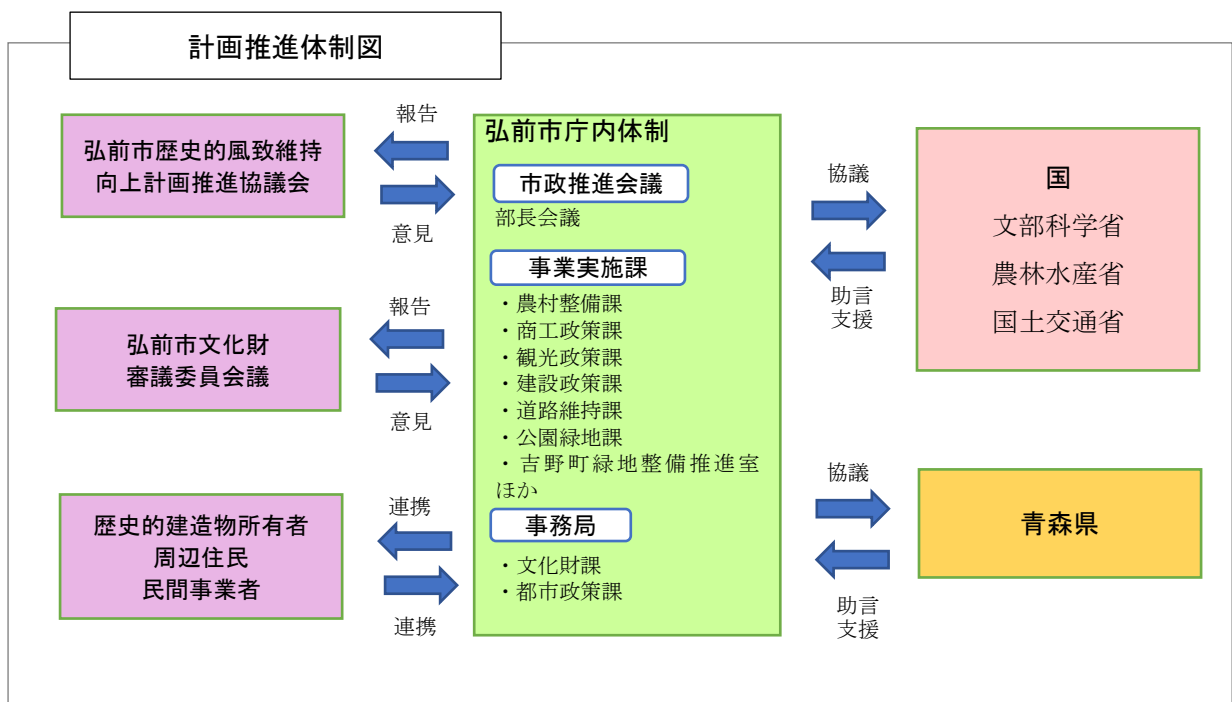
さらには、弘前公園周辺の良い景観形成及び来街者の回遊性の向上を図るために、弘前公園及び歴史的建造物に近接する広場を整備する。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

伝統工芸の後継者育成のため、研修等による人材確保等の支援を行う。また、伝統文化や祭礼行事の継承を図るため、活動団体に対し財政支援を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、引き続き都市政策課と文化財課が事務局を務め、各事業の実施については庁内各課と連携調整を行うとともに、事業対象となる歴史的建造物所有者や周辺住民、関係団体や事業者等と協議・調整を行うものとする。また、必要に応じて国や青森県と協議を行い、助言や支援を得るとともに、弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会において、計画掲載事業の進捗状況等について、報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行なうこととする。



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致として「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」「弘前ねふたまつりに見る歴史的風致」「宵宮に見る歴史的風致」「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」「お山参詣やまさんけいに見る歴史的風致」の5つを挙げた。

一つ目の「弘前さくらまつりに見る歴史的風致」は毎年4月下旬から5月上旬に行われ、重要文化財である弘前城天守、門、櫓やぐらなどを背景に開催される伝統行事である。大正期から約100年続くさくらまつりは、史跡弘前城跡を中心に地域の人々だけでなく多くの観光客にも親しまれ、歴史的風致を形成している。

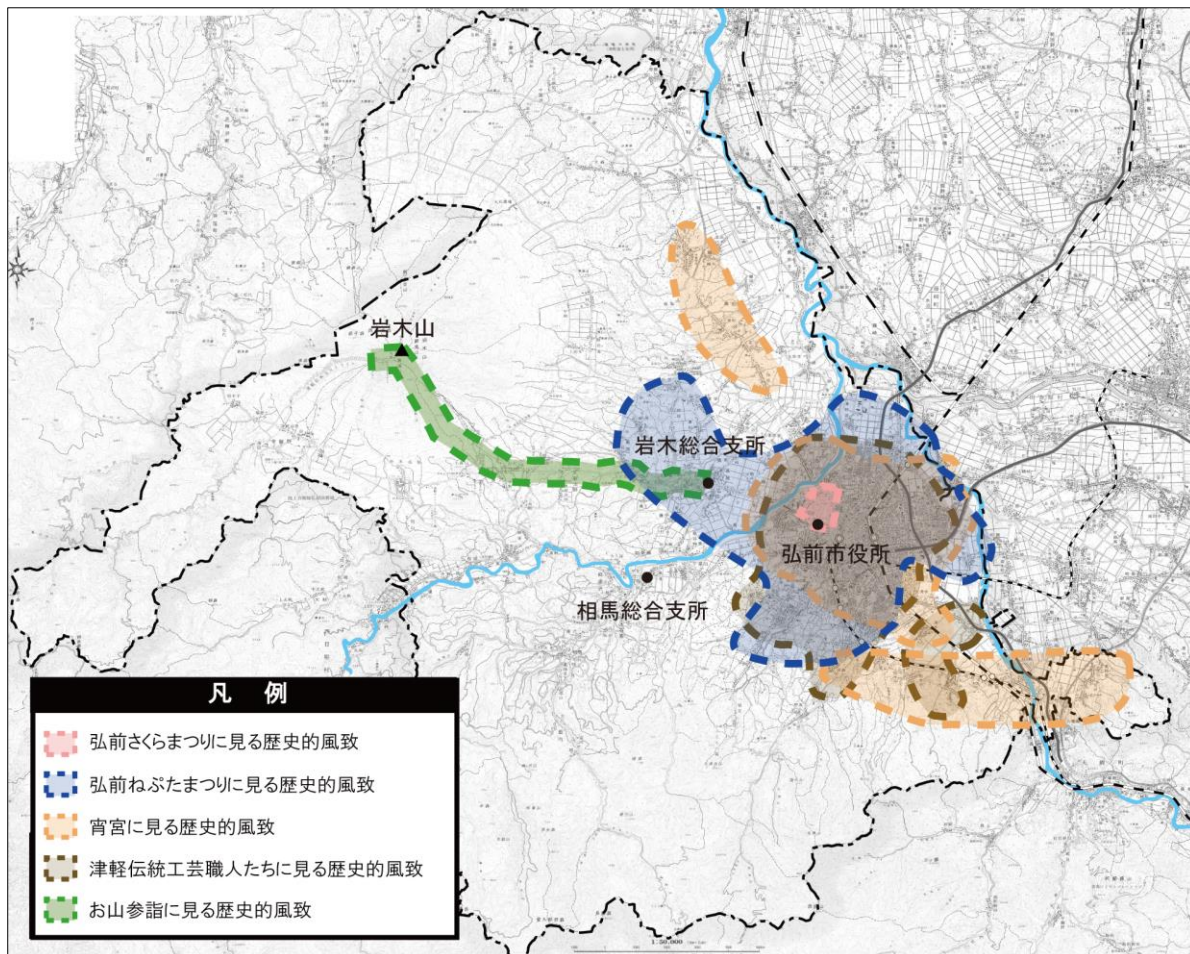
二つ目の「弘前ねふたまつりに見る歴史的風致」は、圧倒的な存在感のねふたが曳き手の掛け声や、太鼓や笛の音色と一体となって市街地の歴史的建造物を背景に練り歩く夏祭りである。藩政期から続く祭りとして歴史的風致を形成している。

三つ目の「宵宮に見る歴史的風致」は寺社の祭りの前日に行われる宵宮で「ヨミヤ」と呼ばれており、夏に市内近郊約80の寺社で行われる伝統行事である。ほぼ毎日どこかの神社で宵宮が行われ、露天が立ち並ぶ様子は当市の夏の風物詩である。また、津軽神楽や獅子舞といった伝統芸能が行われる神社もあり、地域の歴史的風致を形成している。

四つ目の「津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致」は津軽塗や津軽打刃物など、城下町を中心に職人たちにより伝統技術が受け継がれている。りんごの剪定鋏を始め今でも身近に使用されており、各製作所などを背景に歴史的風致を形成している。

五つ目の「お山参詣に見る歴史的風致」は、津軽の人々のかけがえのないシンボルである岩木山に旧暦8月朔日に登拝し、五穀豊穰に感謝し、家内安全を祈願する津軽地域最大の秋祭りであり、歴史的風致を形成している。

図：歴史的風致まとめ



(2)重点区域の位置

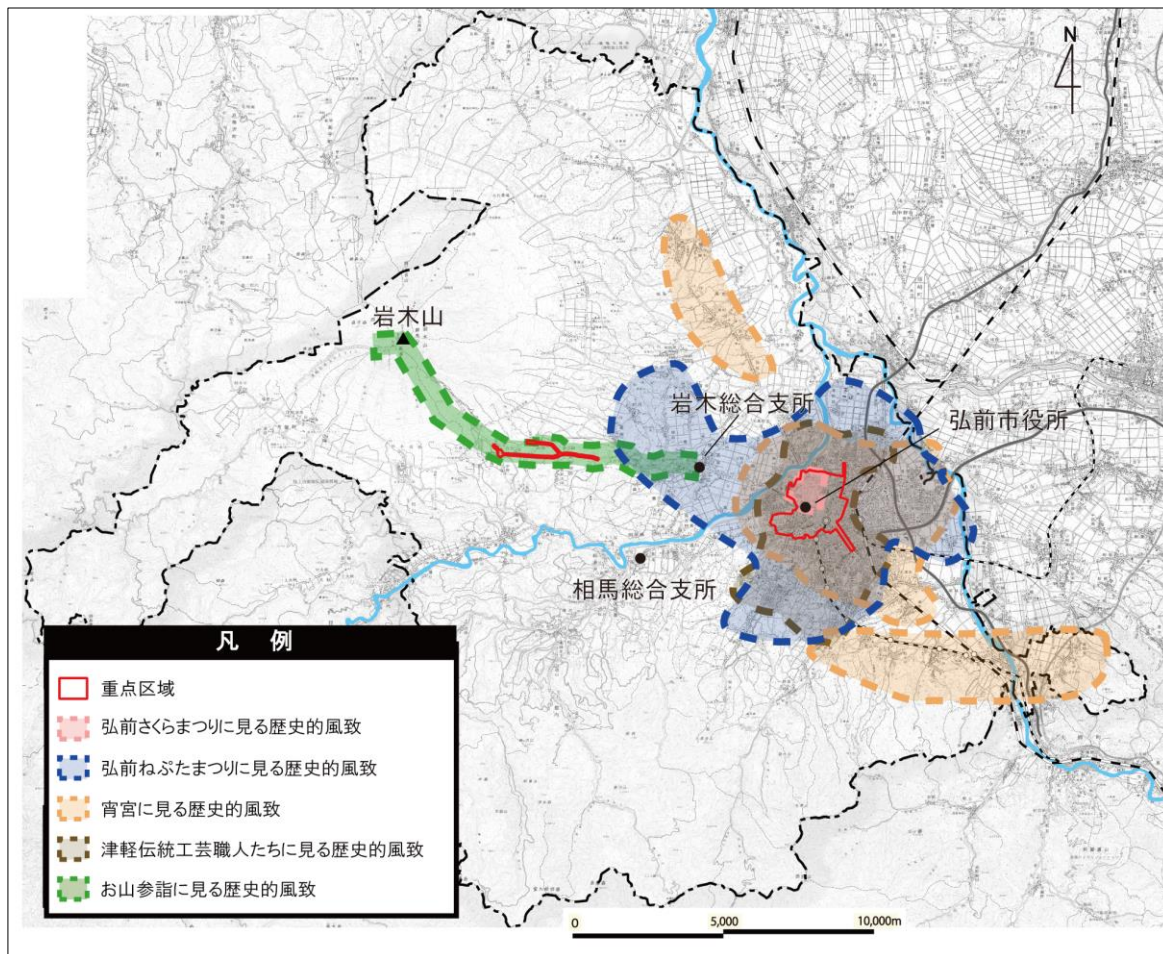
本計画における重点区域は、当市が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取り組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに、発展又は強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、弘前の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地環境を形成しているエリアを基本とする。

弘前は、戦災や大きな災害に遭うことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割ともほぼ重なっており、城下町としての雰囲気^{いしずえ}が良く残されている。このように、津軽弘前藩の城下町を^{いしずえ}礎に津軽地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた当市の歴史的風致は、弘前城を中心とした城下町において重層的に築かれてきた武家住宅や洋風建築など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「弘前ねふたまつり」、「お山参詣」などの祭礼、及び「津軽塗」などの伝統工芸が創り出す光景に代表される。これら歴史的風致が調和した城下町としての雰囲気を残していくため、第1期計画では、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している「弘前城^{ひろさきじょう}下町地区」と「岩木^{かまち}お山参詣^{やまさんけい}地区」を重点区域に設定した。

第1期計画では弘前市庁舎本館や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元等に取り組んできた。しかし、第1期計画期間内では着手できなかった保全が必要な歴史的建造物が未だに多く残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。この他にも、歴史的街並みと調和していない電柱の地中化や道路の美装化への対応や、歴史資源の継続した周知等への対応が求められている。また、伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、未だにゆるやかに減少し続けており、徐々に弘前固有の歴史的風致が失われつつあるのが現状である。

これらのことから、「弘前城^{ひろさきじょう}下町地区」と「岩木^{かまち}お山参詣^{やまさんけい}地区」を引き続き重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

図：弘前市域と重点区域



(3) 重点区域の区域、名称及び面積等

① 弘前城下町地区(面積:約414ha)

国指定史跡弘前城跡と国選定重要伝統的建造物群保存地区「なかちよう仲町伝統的建造物群保存地区」を中心に、城下町の範囲を基本とした「弘前城下町地区」の区域を重点区域とする。この区域には、国の重要無形民俗文化財「弘前のねぶた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、夏を中心に市中の神社で開催される「よみや宵宮」、神社や市街地を舞台として演じられる「まつもりまち松森町津軽獅子舞」、このほかにも伝統工芸の作業場など、人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在している。

具体的には、区域設定の考え方で示した弘前公園を中心として藩政時代までに

形成された城下町の範囲を基本とする。なお、藩政時代の城下町の範囲に対応している元禄11年(1698)の「弘前惣御絵図」における城下町の範囲を重点区域の範囲設定の基礎とした。元禄期は、慶安2年(1649年)の寺町(現在の元寺町)の火災によって、新たに新寺町が町割りされたことにより寺院街が形成され、また、全国のほかの多くの城下町同様、弘前藩でも藩主権力の確立による家臣団の郭外移転が本格化した元禄9年(1696)の後であり、藩政時代の城下町の基礎が完成した時期である。この元禄期の城下町の範囲に、藩政時代以降の各時代の建造物が和風・洋風を問わず重層的に蓄積しており、この区域を舞台として、ねぷたまつりなどの人々の諸活動が現在も展開されている。

【弘前城下町地区の重点区域の境界について】

重点区域の範囲の境界は、元禄11年(1698)の「弘前惣御絵図」における市街地の範囲とほぼ一致し、境界は、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、市民にわかりやすいように設定する。

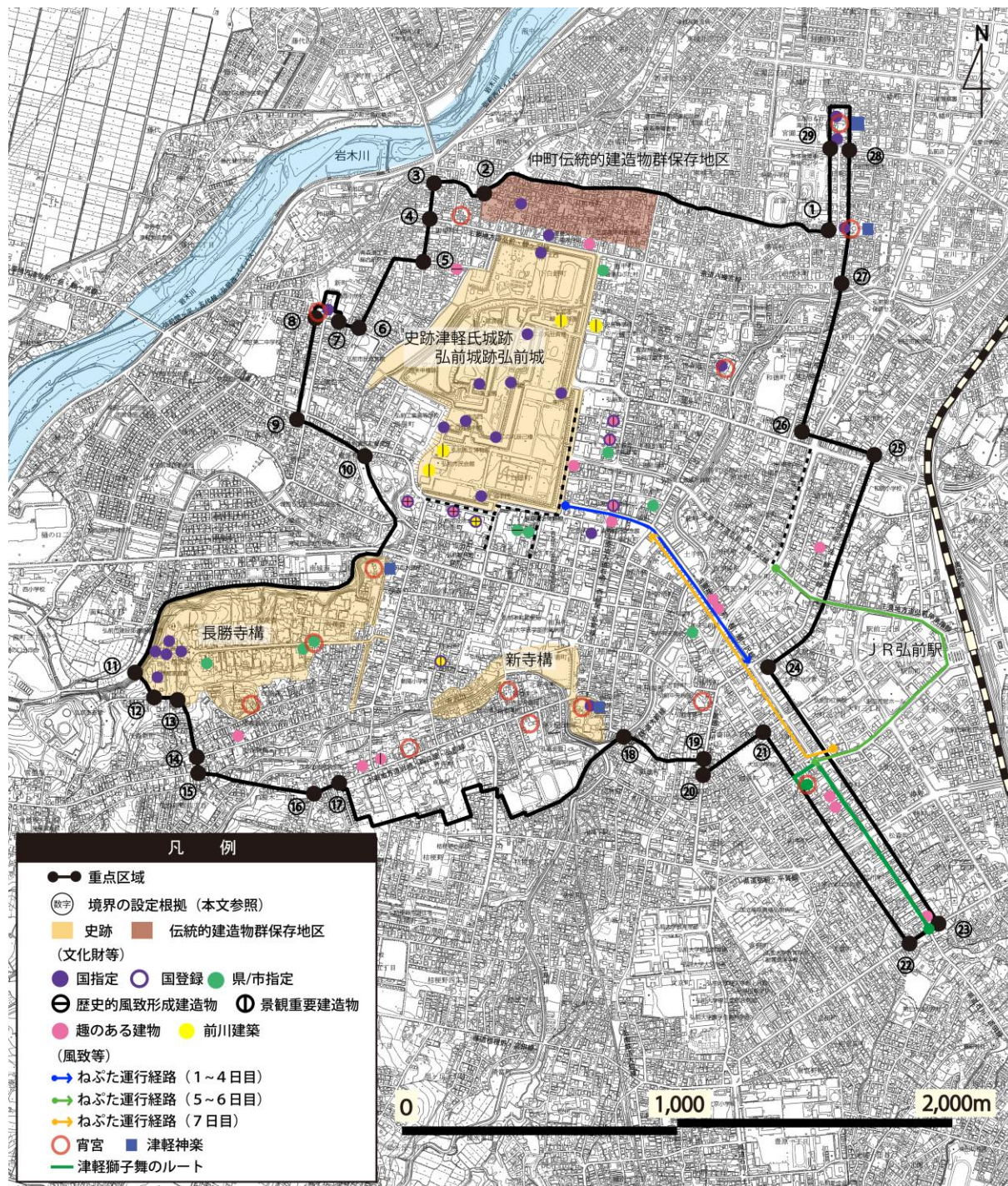
具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、市道、県道に囲まれた範囲とする。

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
①-②	大久保堰	⑩-⑪	新寺町字界
②-③	大口堰	⑪-⑫	土淵川
③-④	主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線	⑫-⑬	市道百石町富田線
④-⑤	市道亀甲紺屋町線	⑬-⑭	市道品川町2号線
⑤-⑥	市道袋町線	⑭-⑮	市道森町品川線
⑥-⑦	市道平岡町線	⑮-⑯	市道富田線
⑦-⑧	誓願寺の敷地	⑯-⑰	市道和徳下白銀町線 沿道25m
⑧-⑨	市道新寺町線 沿道25m	⑰-⑱	市道八幡宮線 沿道25m
⑨-⑩	主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線 沿道25m	⑱-⑲	市道八幡宮線 沿道25m
⑩-⑪	二階堰	⑲-⑳	弘前八幡宮の敷地
⑪-⑫	長勝寺構	⑳-㉑	市道八幡宮線 沿道25m
⑫-⑬	市道 火葬場線	㉑-㉒	市道八幡宮線 沿道25m
⑬-⑭	市道 火葬場1号線	㉒-㉓	市道八幡宮線 沿道25m
⑭-⑮	市道 茂森新町線	㉓-㉔	市道八幡宮線 沿道25m
⑮-⑯	主要地方道岩崎西目屋弘前線		

図: 重点区域「弘前城下町地区」と弘前惣御絵図(元禄 11 年(1698))の町割り



図：重点区域「弘前城下町地区」における文化財の分布状況と境界



②岩木お山参詣地区(面積：約34ha)

国の重要文化財「岩木山神社」を中心とした区域を重点区域とする。岩木山神社は、国の重要無形民俗文化財「岩木山の登拝行事」(通称「お山参詣」)が行われる際の重要な起点となっているほか、各集落からの人々が、岩木山神社に向けて、県指定の天然記念物である百沢街道の松並木を笛、太鼓、手平鉦^{てひらがね}³⁵の囃子に合わせて、「サイギ、サイギ・・・」の唱え詞を歌いながら徒歩で通り抜けるなど、建造物と松並木、人々の営みが相まって独特の風致を醸し出している区域である。

区域のほぼ中央にある高照神社は、岩木山神社とは藩政時代からの参拝道(現在は市道高岡・百沢線)により直接結ばれている。

区域の東部の北端には高岡街道の松並木、南端には百沢街道の松並木(いずれも県指定の天然記念物)があり、百沢街道は岩木山神社への参詣道として、また、高岡街道は高照神社への参拝道として発展した街道である。

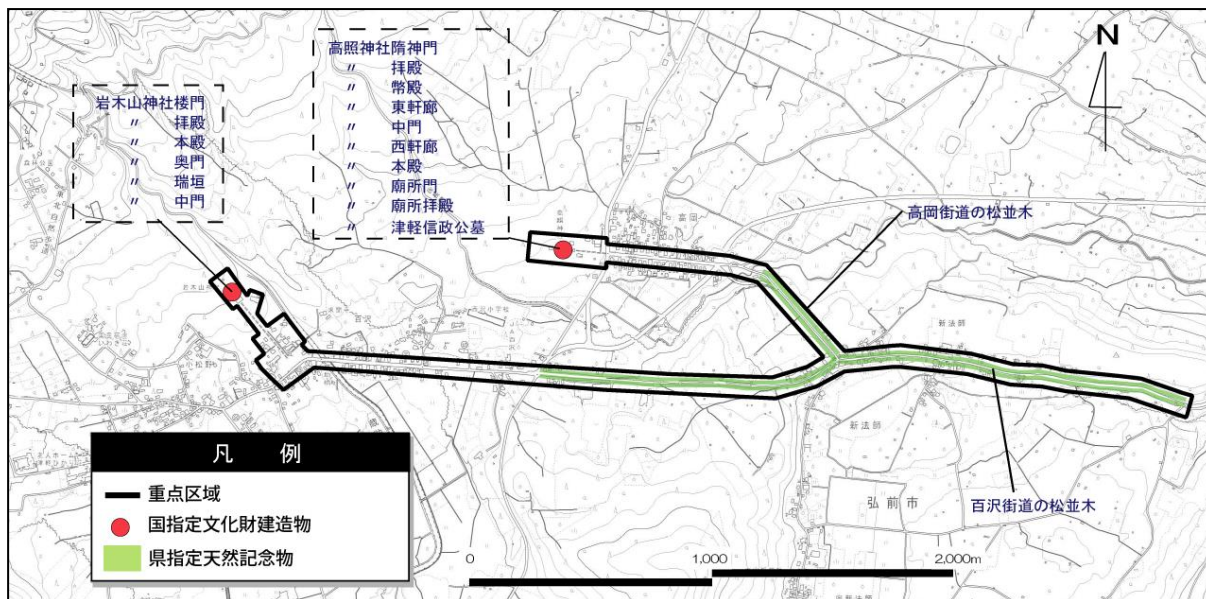
【岩木お山参詣地区の重点区域の境界について】

重点区域の境界は、地域の一体性や道路・神社敷地など、わかりやすいように設定する。具体的には、以下の景観の連続性が認められる市道、県道に囲まれた範囲とする。

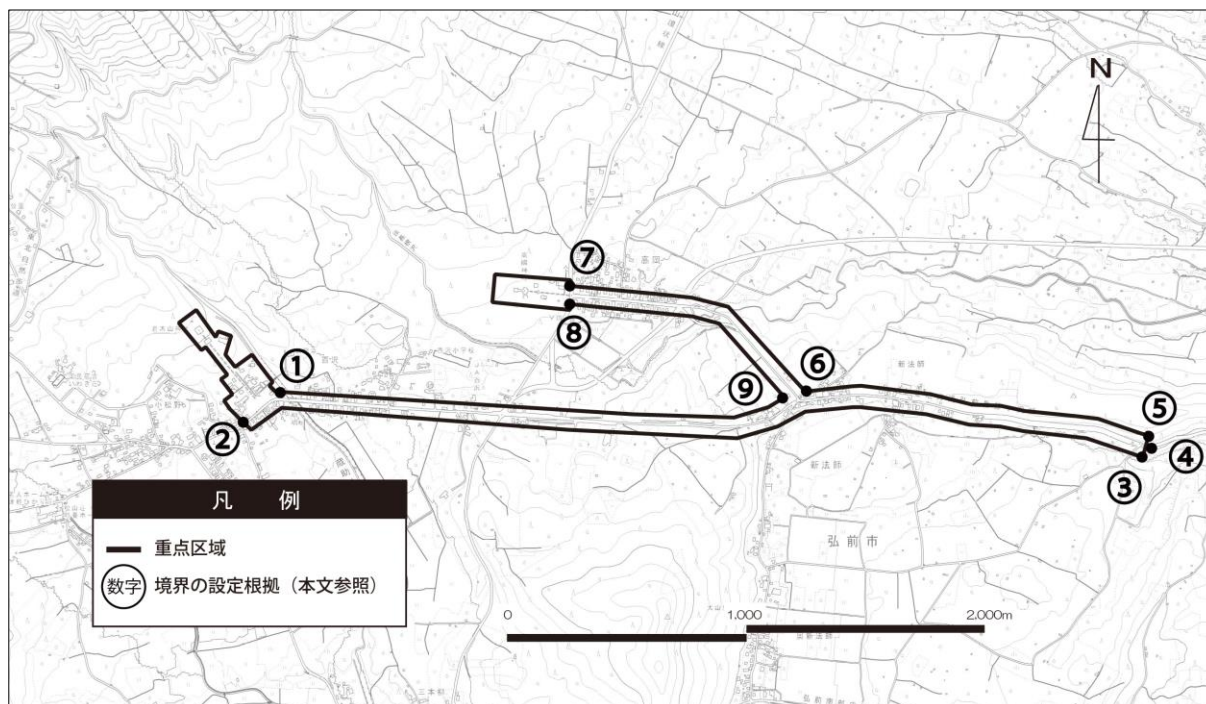
区間	区域(境界)の位置
①-②	岩木山神社の敷地
②-③	主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線 沿道25m
④	百沢街道の石碑
⑤-⑥	主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線 沿道25m
⑥-⑦	市道新法師・高岡線 沿道25m
⑦-⑧	高照神社の敷地
⑧-⑨	市道新法師・高岡線 沿道25m
⑨-①	主要地方道弘前・岳・鱒ヶ沢線 沿道25m

³⁵ 東北地方の祭礼などでよく用いられる、両手で持ちすり合わせて音を出す楽器。

図：重点区域「岩木お山参詣地区」における文化財等の分布



図：重点区域「岩木お山参詣地区」と境界



2. 重点区域の指定の効果

藩政時代の町割が、ほぼそのまま残されている重点区域「弘前城下町地区」では、当時の町割を活用してその時代に要求された建物が建てられてきた。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物が重層的に存在しており、これら建造物と一体となった祭礼や伝統工芸が継承されている。この区域の中を歩いていると、藩政時代の城下町の趣、明治・大正期のレトロな風景、昭和初期のモダンな雰囲気などが醸し出されており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ、融合している景観を楽しむことができる。

また、「弘前城下町地区」は、築城以来、津軽地方の経済文化活動の中心であり、現在も、当市の都市計画マスタープラン、景観計画、中心市街地活性化基本計画などまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、時代を超えても弘前の風情、経済、文化、観光の発信地となっている。

また、重点区域「岩木お山参詣地区」は、霊峰岩木山と結びついた津軽地方一円に渡る民間信仰行事であるお山参詣と、岩木山神社を始めとする周辺の建造物及び参詣ルートとなる松並木が一体となって織り成す歴史的風致が残されている区域である。

お山参詣は、弘前を始め津軽各地の人々により、時代を超えて広く受け継がれてきた伝統行事であり、岩木山は信仰の対象であり続けている。また、平成18年度に実施したアンケート（平成18年度弘前市世論調査「新しい総合計画の策定にあたって」）では、3割を超える市民が弘前のイメージとして岩木山を挙げているように、景観の構成上、欠かすことができない要素でもある。

このことから、今後もなど歴史的な建造物の保全・活用や、建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進め、これら区域の歴史的風致が向上することにより、重点地区の範囲のみならず、津軽周辺地域での伝統文化の振興や、観光面でも魅力的な資源を提供することになり、当市を訪れる観光客の増加など波及効果が期待できる。

3. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

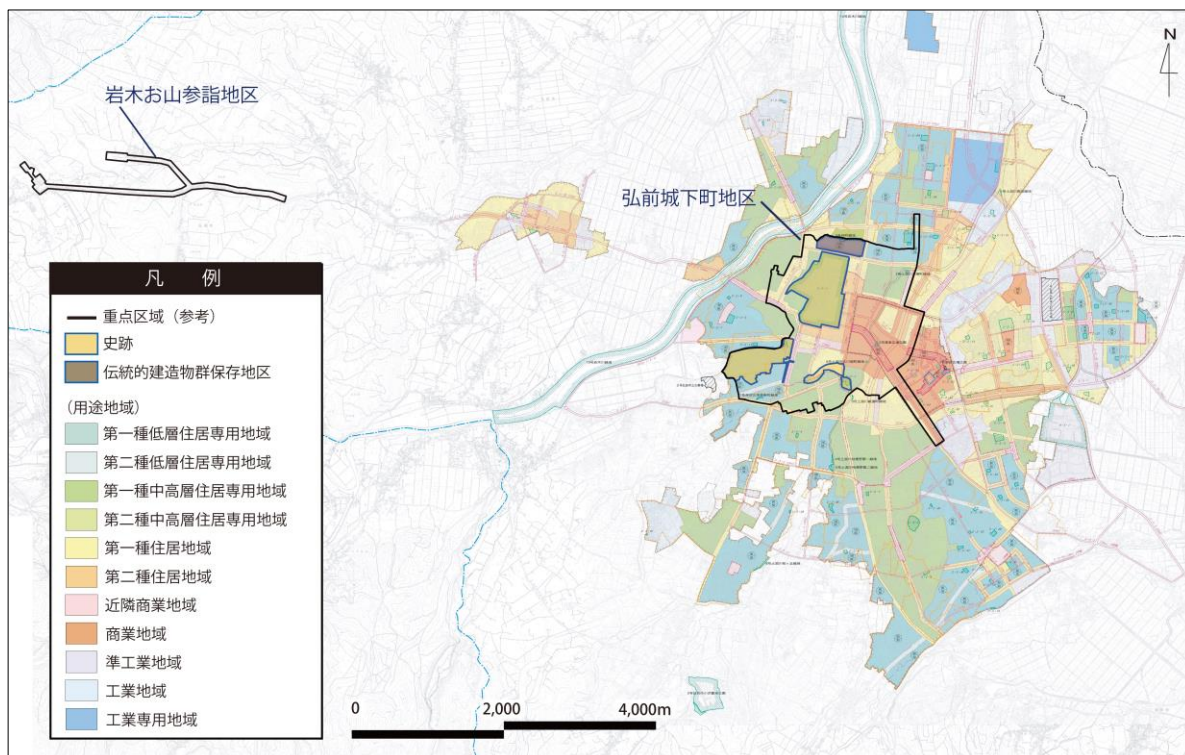
i) 区域区分及び用途地域(昭和46年(1972)3月当初決定)

当市は、市域約52,420haのうち、約34%に当たる17,897haが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、弘前城を中心とした旧弘前市の市街化区域が2,713ha、岩木地区の市街化区域が117ha、合わせて2,830haを市街化区域に指定している。

「弘前城下町地区」は、全域が市街化区域に位置している。主な用途地域としては、古くからの商業集積地である土手町地区を中心とした商業地域、史跡津軽氏城跡弘前城を始めとした史跡津軽氏城跡の区域のほぼ全域を第1種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区及びその東側の住宅地を第1種低層住居専用地域に指定している。また、第1種低層住居専用地域は10mの絶対高さ制限を指定しており、低層の建物による良好なまち並みの形成を図っている。今後、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合には、高度地区の指定も検討する。

「岩木お山参詣地区」は全域が市街化調整区域に位置しており、周辺の営農環境を保全するとともに、歴史的風致を損なう要因となる開発行為を抑制している。

図：都市計画図



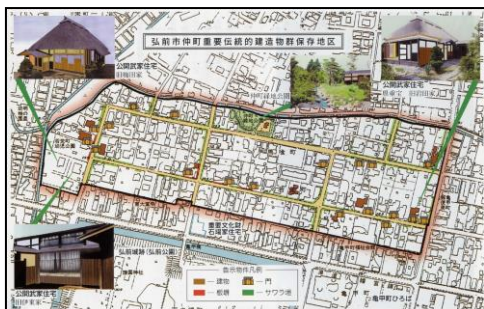
ii) 伝統的建造物群保存地区(昭和53年(1965)5月選定)

弘前公園の北側に位置する若党町^{わかどうちょう}、小人町^{こびとちょう}、馬喰町^{ばくろうちょう}の一部にあたる「仲町地区」は、藩政時代を通じて武家町として配置され、城下町弘前の特徴である屋敷構、家屋、生垣^{いけがき}、薬医門^{やくいもん}等を伝承していることから、昭和53年(1978)2月に都市計画法に基づく伝統的建造物群保存地区を定め、同年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

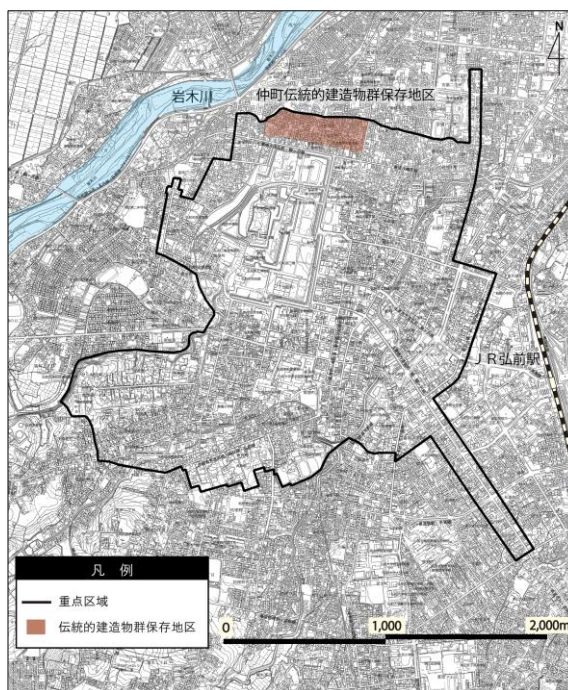
本地区では、文化財保護法と同法に基づいた弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例により、価値のある環境を良好な状態で保存していくための保存計画を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や土地の造成、区画形質の変更などの現状変更行為に対し規制を行なっている。

なお、本計画の重点区域「弘前城下町地区」は、仲町重要伝統的建造物群保存地区の全域を含んでいる。

仲町伝統的建造物群保存地区(約10.6ha)



○重点地域「弘前城下町地区」と仲町伝統的建造物群保存地区



iii) 地区計画（下土手町地区 平成5年(1993)7月決定、

駅前上土手町地区 平成3年(1991)12月決定)

弘前の中心市街地である^{したとてまち}下土手町地区及び駅前^{かみどてまち}上土手町地区では、良好な都市景観の創出や魅力的な商業業務地の形成を図るため、平成3年(1991)に都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物等の壁面の位置の制限や意匠等を統一した。

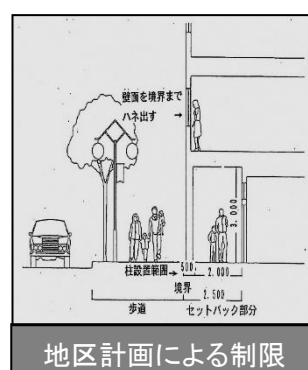
建築物の1階部分を前面道路からセットバックし、各個店のエントランス部を統一した意匠とすることで、弘前の伝統的な町家の建築形式である「こみせ」を意識したまち並みが形成されるとともに、快適な歩行者空間として、また、「弘前ねぷたまつり」等祭りやイベント開催時には観覧場所としても活用されており、民有地でありながら公的な空間となっている。



石場家住宅(重要文化財)のこみせ

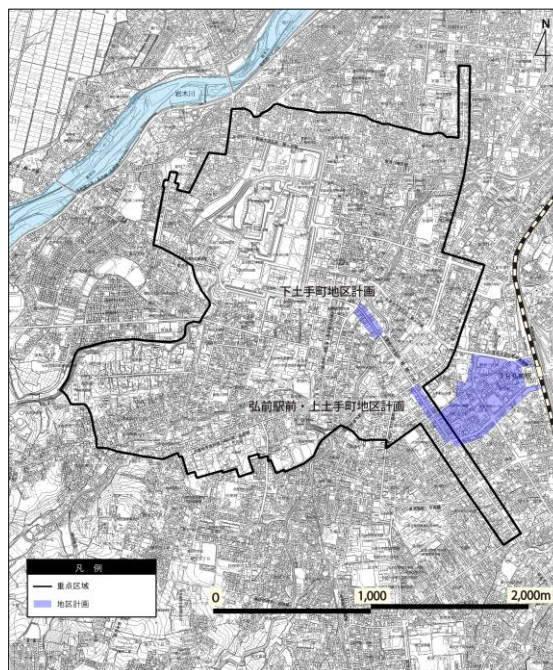


上土手町のセットバック



地区計画による制限

○重点区域「弘前城下町地区」と地区計画



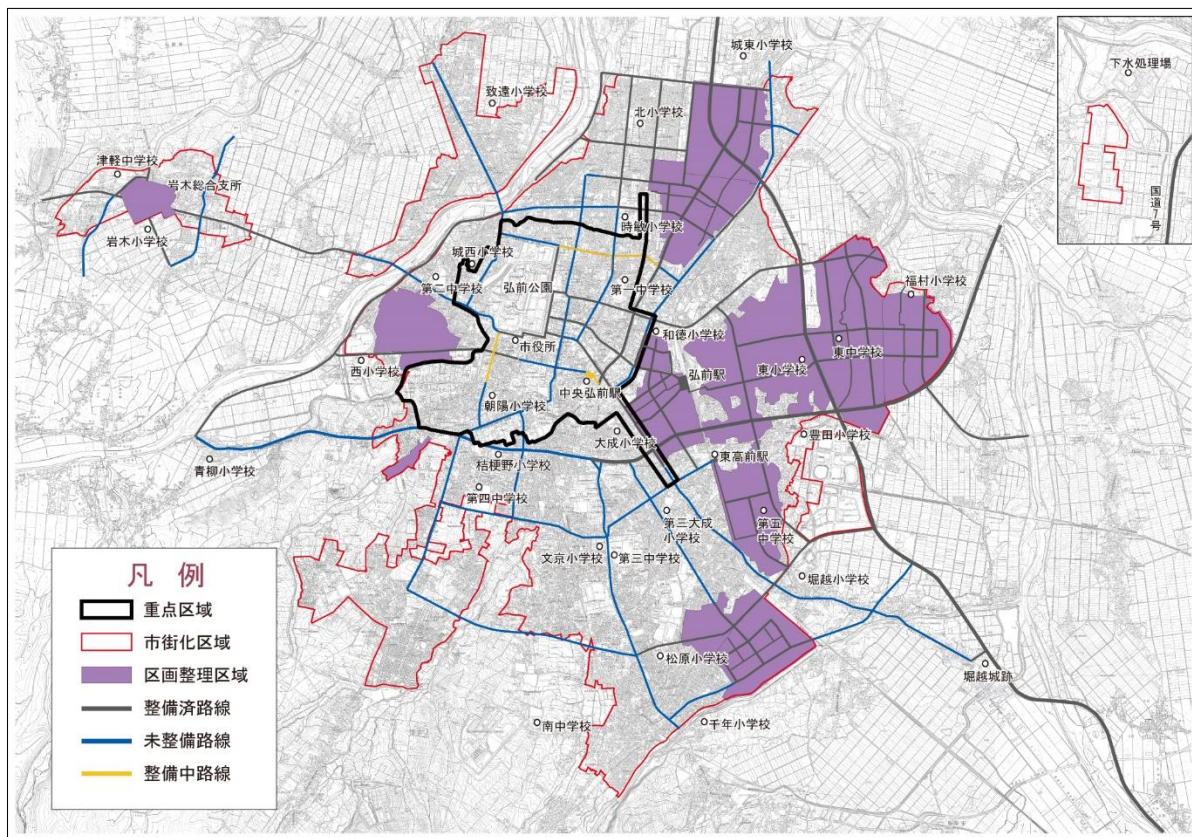
iv) 都市計画道路の見直し

当市では、平成 29 年度末現在、62 路線、約 128km の都市計画道路が計画決定されており、延長で約 83.4 km が整備され、整備率は約 65% となっている。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行など社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、道路の必要性が変化しているものも存在することなどから、現在、都市計画道路の見直し作業を進めている。

市内には、城下町時代の町割りや道路形態などが市内の随所に残されているが、見直しに当たっては、歴史的・文化的資源の保存に加え、これら当市固有の特性を失わないよう十分配慮することとする。

図：都市計画道路の整備状況(平成 29 年度末現在)



(2) 景観計画(平成 24 年(2012)3 月策定)

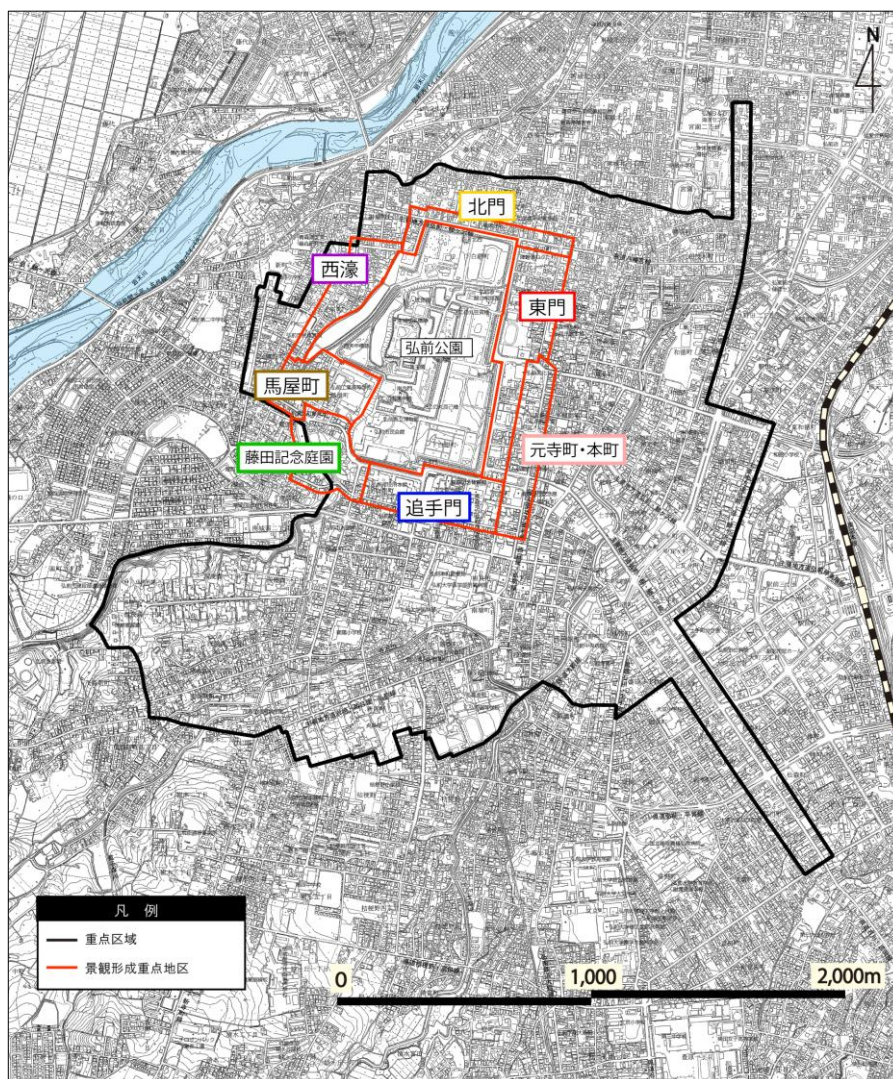
景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と届出勧告制度により、良好な景観形成を図っている。

その中でも特に良好な景観形成を図る必要がある弘前公園周辺を「景観形成重点地区」に指定、さらに景観上の特徴に応じて7つのエリアに分け、きめ細かな規制誘導を行っている。

また、優れた眺望点である「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」及び「蓬萊橋から五重塔の眺め」を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観の保全に努めている。

その他、景観重要建造物の指定による現状変更の規制や適正な管理義務と修理費に対する助成制度により、歴史的な街並みを形成している建造物の保全を図ることとする。

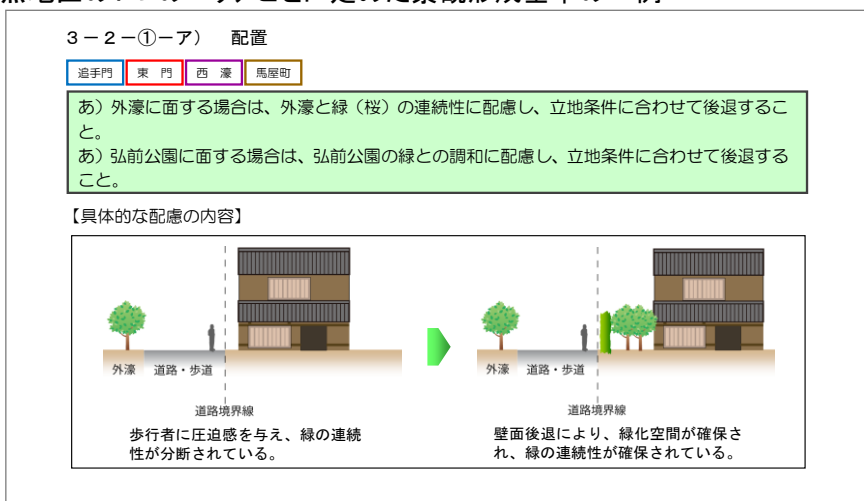
○重点区域「弘前城下町地区」と景観形成重点地区の概念図



景観形成重点地区の7つのエリアの特徴

エリア	写真	区域の特徴
追手門		観光拠点である弘前公園の玄関口の追手門とともに、市役所、裁判所、観光館、図書館など各種公共施設が集積した地区。
元寺町本町		弘前公園と土手町などの商業地に挟まれ、歴史的街並みと現代的街並みの双方の特徴を有する地区。
東門		城下町の街並みの中にとけ込むように多くの公共施設が立地し、また、弘前公園外濠の緑（桜）が歴史を感じさせる地区。
北門		伝統的建造物群保存地区に隣接し、石場家住宅（重要文化財）や川崎染工場（市「趣のある建物」）など歴史的な風情を色濃く残す地区。
西濠		西濠の優れた歴史的景観を背景とする閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
馬屋町		西濠と藤田記念庭園を結ぶ位置にある閑静な住宅地。部分的に門構えや生垣が残り、昔ながらの面影が残る地区。
藤田記念庭園		藤田記念庭園を中心とした豊かな緑との調和が求められる地区。坂道が、地区の特徴のひとつとなっている。

景観形成重点地区の7つのエリアごとに定めた景観形成基準の一例



(3) 屋外広告物条例 (平成 24 年(2012)3 月策定)

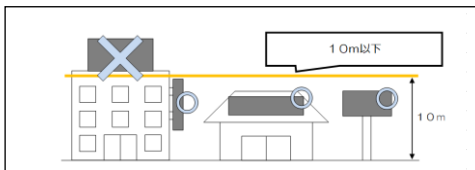
当市では、平成 14 年(2002)度から、青森県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っていたが、平成 24 年(2012)度の景観計画の施行と合わせ、弘前市屋外広告物条例を施行し、弘前城を始めとした歴史的な街並みや岩木山などの自然景観等、当市の景観特性に応じた許可基準を新たに定め、良好な景観形成を図っている。

具体的には、景観形成重点地区において、広告物の設置等を地上からの高さ 10 m以下に制限するほか、眺望景観保全地区においても景観形成基準と同様の高さ制限を定めている。

さらに色彩基準を景観形成重点地区と眺望景観保全地区に上乘せし、歴史的な街並みや自然景観の保全に努めている。

また、国・県・市指定文化財建造物の周辺 50m以内の区域及び史跡、名勝は、屋外広告物の表示等を禁止する禁止地域に定め、良好な景観形成と風致の維持を進めている。

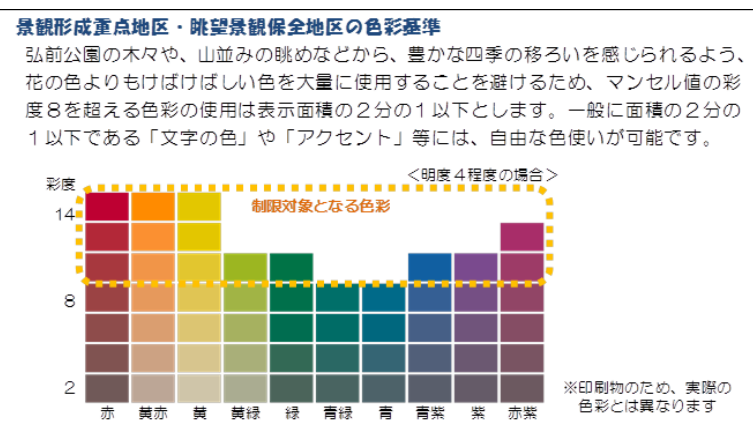
○景観形成重点地区の高さ基準



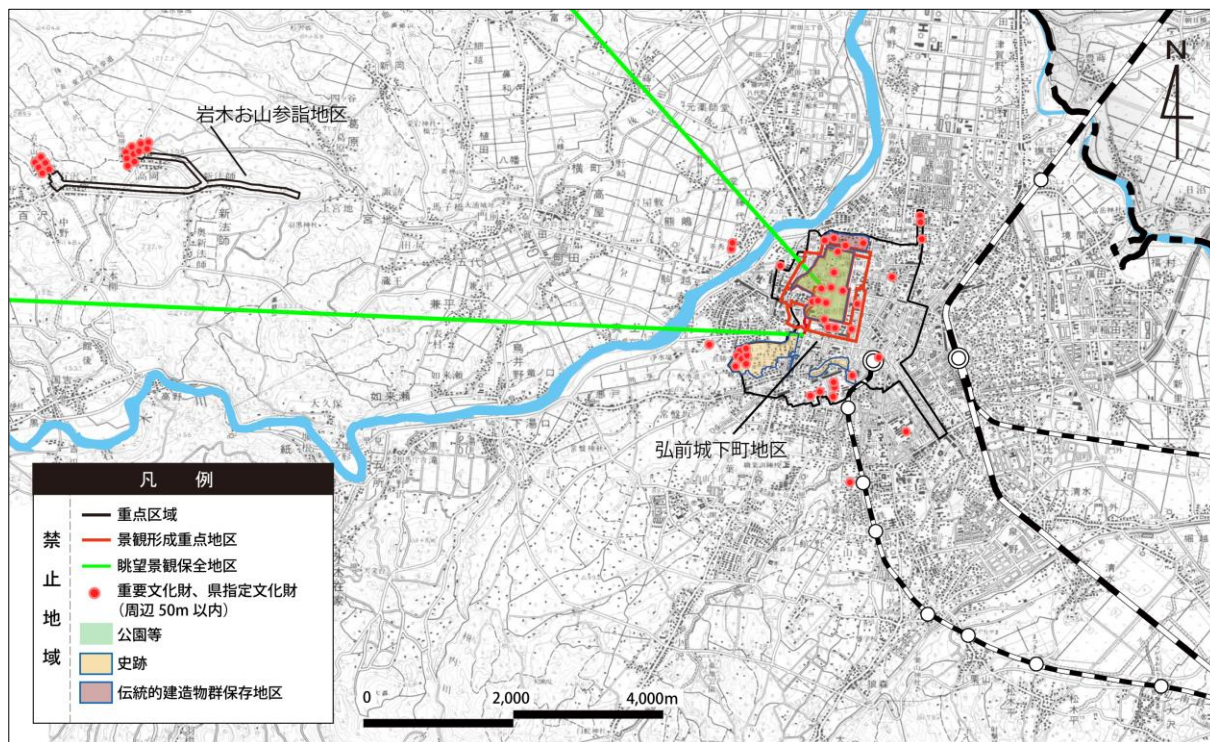
○眺望景観保全地区の高さ基準



○景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準



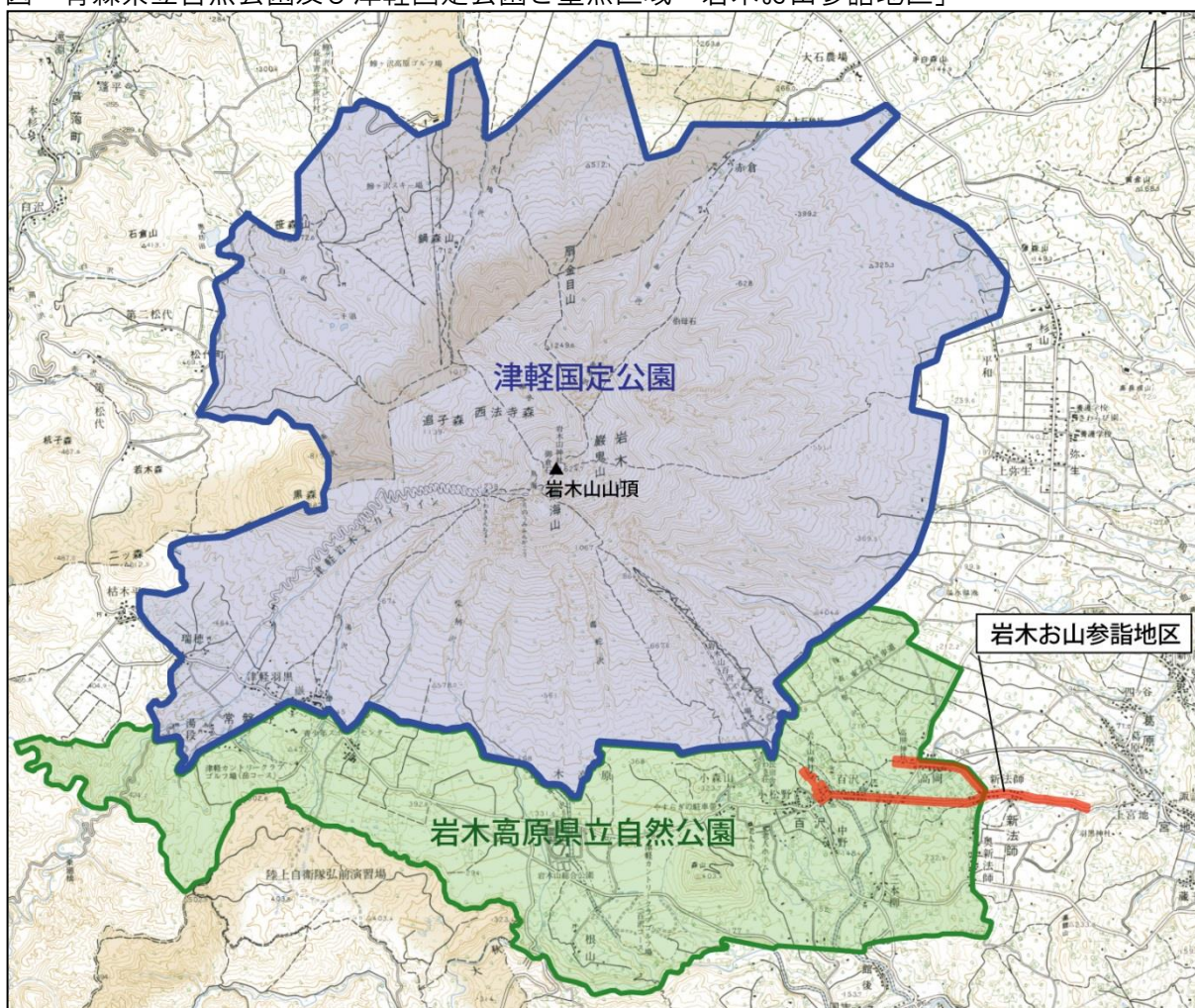
○屋外広告物禁止地域概要



(4) 青森県立自然公園条例(昭和33年(1958)10月指定)

岩木山の南麓に広がる高原を含んだ2,587ヘクタールが、青森県立自然公園条例に基づく青森県立自然公園に指定されており、この区域内に岩木お山参詣地区の一部が含まれている。このうち、岩木山神社及び高照神社の敷地内は、特別地域に指定されており、工作物の新築・改築や、広告物の設置等は許可が必要となっている。その他の区域は、事前の届出が必要とされている。

図：青森県立自然公園及び津軽国定公園と重点区域「岩木お山参詣地区」



第4章 重点区域の位置及び区域

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 弘前市全体に関する方針

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

城下町である弘前には、史跡津軽氏城跡弘前城跡を中心に、藩政時代からの町名や、小路・櫛形などの街路形態、そして寺院街のたたずまいが残っている。

また、藩政時代以来の建造物が弘前城跡の周辺に多く残り、かつての城下町の範囲を中心として市内に広く点在している。

近代以降も、明治・大正期の教会、宣教師館などの洋風建築、昭和初期の鉄筋コンクリート造の歴史的建造物などが、城下町の東から東南に延びて点在している。これら現存する建造物により、藩政期以降、明治から昭和にかけて、町が拡張していった過程が分かる。

文化財建造物を取り囲むように、周りに建つ民家や店舗がその光景に合わせるように時代の流れを表す構成要素となり、藩政時代の建築と近現代の建築が混在する弘前独特の景観を造り上げてきた。

市は、文化財指定や景観重要建造物等への指定を進め、所有者による保存と活用に対する支援や、買い取り等を行ってきた。

しかし、指定等を受けていない歴史的建造物は、所有者の高齢化や空き家化などにより、年毎に減少してきており、歴史的に形成されたまち並みや街路などの歴史的な環境の減少も進んでいる。

こうした歴史的な環境を、地域の歴史と文化の象徴として大切に保護し、他の文化財ともども後世へ継承していくために、文化財調査の実施や、弘前の歴史と文化の周知、文化財周辺的环境整備など、所有者等との連携を深めて、具体的な方策を検討する。

文化財への関心や、それを生んだ地域の歴史と文化への誇りを喚起させるためにも、文化財の持つ真の価値を損なうことなく新たな機能や用途を付加して活用を進めるとともに、案内板や説明板を計画的に設置していくなどの情報発信や、公開を含めた活用について検討する。また、藩政期以来の町名を紹介する「古町名標柱」の整備を引き続き進めていくことで、身近な地域の歴史と文化に親しむ機会を生む。

まち並み以外にも、藩政時代に生み出された伝統工芸や民俗芸能、祭礼行事などが、歴史的な変遷の中で主に城下町を中心とする生活の場で育かれ、現在まで市内に広く残ってきた。

しかし、社会の急激な変化に伴って、後継者不足や行事の形態の省略化などといった問題が生じている。

このことから、後継者のすそ野を広めるためにも、さらに多くの人々の目に触れるような環境の整備を図る必要がある。用具の修理や伝承活動への支援を継続しながら、保存・伝承の観点からの発表の場を設けるなど、郷土への関心や愛情を育成していき、後継者の確保へとつなげていくことを目指す。

指定文化財については、第1章4に示したとおり、個別の所有者や管理者により、それぞれ保存・活用が図られている。

史跡の保存管理計画は史跡津軽氏城跡と史跡大森勝山遺跡について策定されているが、それ以外の文化財では策定されていない。今後、適切な保存と活用を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは文化財保護法・青森県文化財保護条例・弘前市文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言をする。また、個別の文化財についても継続して調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で市民へ情報発信し、文化財への関心を高めてもらうようにする。

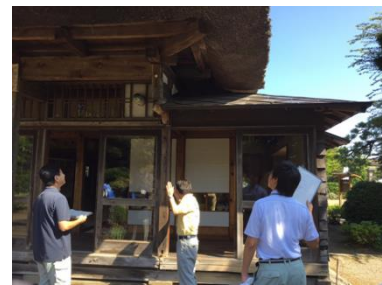
未指定の文化財は、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、市の文化財として指定する。

こうした個々の取り組みについては、今後、「文化財保存活用地域計画」の策定を検討しながら整理し、行政の各機関の連携強化のみならず、地域社会全体で、弘前の多様な文化財を次世代へ継承するための具体的な方策へとつなげていくことを目指す。

(2)文化財の修理(整備を含む)に関する方針

国及び県が指定する文化財は、文化財保護指導員による文化財パトロールを行い、状況を確認している。市が指定する文化財は、文化財保護行政担当者がパトロールをしたうえで、必要に応じて所有者と保存の状況について協議する。

国及び県が指定する文化財において修理が必要となった場合は、国の指定文化財は、文化庁と青森県教育委員会の指導の下、県の指定文化財は青森県教育委員会の指導の下、所有者と協議の上で修理計画を作成し、適正な維持のための修理を実施する。建造物については、所有者と連携して適宜耐震診断を進め、耐震補強を含めた修理計画を策定する。



文化財パトロールの様子

指定の文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいて適宜関係機関と連携を図りながら実施するが、所有者の経済的負担を軽減するため、補助を含めた支援を実施する。

また、保存活用計画によって、中長期的な修理計画や整備計画を定め、計画的な文化財の保護について所有者と行政側が共通認識を形成することが可能となることから、保存活用計画の作成を進めていく。

大規模修理や復元・整備の実施にあたっては、学識経験者、行政、所有者などからなる委員会を組織して適正に事業を進めるとともに、必要に応じて外部の有識者等で組織する専門委員会等を設置して、文化財の本質的価値を損なうことのない修理や整備を行う。

なお、文化財修理の現場公開は、これまでも実施してきたところである。今後も、文化財所有者と連携しながら、伝統技法や修理用資材に対する市民の理解を深めるため、積極的に情報発信していく。



旧弘前偕行社修理現場公開

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

弘前市には、登録博物館である市立博物館と高岡の森弘前藩歴史館のほか、展示公開施設が1施設ある。現在、市立博物館には学芸員が4名、高岡の森弘前藩歴史館には2名の配置があり、所蔵する資料について適正な保存と専門性のある展示解説が行われている。

市立博物館は、史跡である津軽氏城跡弘前城跡弘前城の三の丸南西部に位置し、主として弘前市の通史的な展示を行い、原始から現在に至るまでの、弘前市の歴史・文化・民俗等について学ぶことができる。また、文化財の保存管理やガイダンスの役割も担っており、特に文化財の保存管理については、施設・設備の規模等から、市内の文化財の受け皿として機能している。平成25年(2013)に、老朽化にともなう設備の更新や、展示機能の強化のための整備工事を実施し、文化財をより良い環境で保存・活用することが可能となった。

高岡の森弘前藩歴史館は、平成30年(2018)4月に開館した施設で、それまで、老朽化した施設で保存・公開していた重要文化財2件をはじめとする約5,100点に及ぶ歴史資料を適正な環境で保存し、よりよい方法と体制で公開するために整備した施設である。

弘前藩の歴史に特化した展示を行い、弘前市の藩政時代の武家の文化や政治史を学ぶことができる。保存・活用する収蔵資料も高照神社に納められた刀剣類や古文書が主であり、これまであまり進んでいなかったそれらの資料の調査・研究の進展

を目指す。

また、弘前城跡の特徴や価値などを説明する施設がこれまでなかったことから、平成21年(2009)度に策定した『史跡弘前城跡整備計画』に基づき、弘前城二の丸に弘前城情報館を整備し、平成30年(2018)4月に開館した。これは二の丸南域の価値の顕在化を図るため、二の丸南域に所在していた馬場跡や御宝蔵などの施設の顕在化のための整備とともに行われるものであり、弘前城跡の歴史や城内の重要文化財指定を受けている建造物、そして城下の発展などを学ぶことができる施設である。

史跡津軽氏城跡堀越城跡については、平成23年(2011)度策定の基本計画に基づいて平成24年(2012)度から整備を進めている。併せて、解体保存されていた市指定文化財の旧石戸谷家住宅を移築復原し、農家住宅として展示するとともに史跡堀越城跡全体のガイダンス施設として活用することで、堀越城の変遷と特徴を学ぶことができる施設である。

新たに施設を整備したことで、弘前市の通史を学ぶ場、城下町弘前の前身の地である堀越城跡を学ぶ場、藩政時代の弘前を学ぶ場、そして弘前のシンボルである弘前城跡を学ぶ場が整備された。これらの施設をめぐることで、総合的に弘前市の歴史的風致について学ぶことが可能となった。

しかし、弘前市の歴史を構成する重要な時代である縄文時代等の先史時代について深く学ぶ場は整備されていない。今後、史跡である大森勝山遺跡のガイダンス施設の整備などの進展に伴い、弘前市の歴史的風致を構成する重要な要素のひとつである、先史時代について深く学ぶ施設等の整備を目指す。

今後は、これらの施設の相互の連携と古文書等を所蔵する市立弘前図書館等との連携による積極的な文化財の公開活用を進めていく。

(4)文化財の周辺環境に関する方針

弘前城跡周辺は、文化財を含む歴史的建造物が集中して存在しており、弘前の歴史的風致の中核を形成している。現在、弘前市は「弘前市景観計画」を平成24年(2012)に策定し、弘前城跡周辺を重点区域として文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

(5)文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存・活用のために、火災や震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要がある。特に建造物は、植物性資材等によって建築されていることから、火災への備えが必要であり、所有者と協議して法令等に基づいた適正な防災設備の設置や防災訓練を行う。現在、国の指定文化財等は、文化財防火デーにあわせて防火訓練を実施し、地域の防災意識を高めてきている。所有者のみならず、広く防災意識を形成するためにも、所有者が組織している自営消防隊等と周囲の住民などが災害時に連携できる仕組みを検討する。

また、震災から文化財を守り、適正な環境下で公開活用を図るためにも、所有者と連携の上で耐震診断調査を実施していく。調査の結果、耐震性能が不足している文化財建造物については、保存修理の計画にあわせて耐震補強を実施する計画を作成し、耐震化を目指す。

さらに近年、全国的に文化財の盗難や意図的に破損するなどの事件が相次いでいることから、所有者や管理者等に対して防犯体制の構築を指導する。防犯設備の設置については、補助事業等の支援体制を強化することはもちろん、日ごろの見回りや点検などの必要性を所有者や管理者等に周知喚起する。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

弘前市では、重要文化財をはじめとする多くの指定文化財に対し、理解促進のため、説明板を設置している。また、平成29年(2017)度には、国の重要文化財建造物の説明板を多言語化することで、より広く文化財の魅力を伝えるとともに、外国人旅行者の市内周遊のための基盤整備を実施している。また、『弘前の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して、市民への周知を継続して実施している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡では、平成19年(2007)度より開始している弘前城跡本丸石垣修理事業が今後も継続して行われていくことから、有識者で構成される弘前城跡整備指導委員会や弘前城跡石垣修理委員会等の指導を受けながら、史跡の本質的価値を損なうことのないよう保存修理を実施する。また、石垣の解体に伴い、重要文化財弘前城天守の曳屋工事などを実施し、移設場所で仮の補強工事を行い公開しているが、石垣修理が完了した段階で曳き戻し、保存修理と耐震補強工事を実施する計画である。

また、本丸石垣修理にあわせて埋め立てた内堀を市民や観光客に開放することで、天守曳屋にあわせて大規模なイベントを実施するなど、文化財の魅力を広く発信している。今後も、市のシンボルである弘前城跡の大規模な整備について情報発信を継続し、多くの人々に文化財に親しむ機会を提供していく。



弘前城天守曳屋イベント

その他、史跡公園としての公開を目指して整備工事を実施している、史跡の津軽氏城跡堀越城跡や史跡大森勝山遺跡では、整備現場を市民に公開して、整備状況を広く周知するとともに、史跡に親しんでもらえるように史跡を舞台としたイベント等を開催している。



堀越城跡整備現場一般公開
(復元中の旧石戸谷家住宅)

なお、一般公開されていない指定文化財は、所有者と連携して期間限定で公開するなどの方法を検討し、活用を進めていく。

文化財建造物の修理については、文化財保護意識の高揚を図るためにも、修理現場の公開を今後も継続する。

名勝指定を含む弘前に所在する庭園の大部分は、近代に津軽地方を風靡した大石武学流という庭園流派の作庭したものとなっている。近年、大石武学流庭園に関して、イベントやバスツアーを市が実施し、徐々にではあるが、弘前を中心に津軽地方に根付いた庭園文化に対する市民の関心が高まってきている。今後も、イベントやバスツアー等を実施し、弘前の庭園文化に対する理解を深めていくことで、庭園の保護を所有者や文化財関係団体との連携によって進めていく。

ふるさと文化財の森に設定された弘前市有漆林は、文化財の修理に欠くことのできない資材保護への理解を深めるため、漆林の見学や掻き子の作業の見学などの普及啓発を実施する。また、下草刈や薬剤散布などの維持管理から採取、そして植樹までの一連の流れについて計画を定め、安定的な供給を目指す。

(7)埋蔵文化財(史跡含む)の取り扱いに関する方針

文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、現在457箇所登録されている。時代は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、奈良時代・平安時代・中世・近世にわたり、また、種別も集落跡、城館跡、窯跡、庭園跡など多種多様となっている。城下町である弘前では、今後も近世期の遺跡が発見されることが考えられ、文献資料などの調査を含め試掘・確認調査等の現地調査を行い、遺跡の性格や内容を把握して周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うことを検討する。遺跡の中で史跡指定を受けているものは、国の史跡の津軽氏城跡及び大森勝山遺跡と市指定史跡の革秀寺境内、吉田松陰来遊の地及び堂ヶ平経塚の5件である。津軽氏城跡

は、市内では堀越城跡と弘前城跡が所在し、弘前城跡は弘前城と長勝寺構、新寺構の3ヶ所で構成されている。

埋蔵文化財の取扱いは、現状保存を基本にやむを得ず遺跡内で開発が計画された場合は、文化財保護法等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。

また出土遺物については、青森県教育委員会が定める「出土品の取扱基準」により適正に保管・管理及び活用する。

史跡の取扱いは、国の指定の場合は文化財保護法、県指定（現在指定なし）の場合は青森県文化財保護条例、市指定の場合は弘前市文化財保護条例などに基づき、適正な保護を図る。

中でも史跡津軽氏城跡は、『史跡津軽氏城跡整備計画』に基づき、文化庁並びに青森県教育委員会と連携して史跡の保存・整備・活用を図る。

(8)文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

弘前市における文化財の保存・活用に関する体制は、教育委員会内の文化財課が主に担当している。また、文化財の保存と展示については、市立博物館、高岡の森弘前藩歴史館等が担当している。各事業に伴う専門的な事項への担保については、表のとおり、弘前市文化財審議委員など各種審議会や委員会を設置し、助言・指導を受け進めている。

また、庁内の体制としても弘前城跡については、市長部局の公園緑地課が所管し、文化財課と連携して進めており、全庁的に関係部局が相互に補完しながら、文化財の保存・活用を行っていく。

表【審議会・委員会の設置状況】

名称	委員数	専門分野別人数	根拠法令等
弘前市文化財審議委員	8	歴史(2) 考古(1) 美術(2) 自然(1) 建築(1) 民俗(1)	弘前市文化財保護条例
弘前市伝統的建造物群 保存地区保存審議会	12	歴史(1) 建築(2) 地域住民(5) 関係行政(4)	弘前市伝統的建造物 群保存地区保存条例
史跡津軽氏城跡堀越城 跡整備指導委員会	11	考古(1) 環境(1) 歴史(1) 建築(1) 地域住民(1) 関係行政(6)	弘前市附属機関設置 条例
史跡大森勝山遺跡整備 指導委員会	5	史跡整備(2) 考古(1) 自然(1) 地 域住民(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡本丸石垣修理 委員会	11	石垣(1) 歴史(2) 城郭(3) 考古(2) 耐震(1) 土木工学(1) 建築(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡本丸石垣発掘 調査委員会	5	石垣(1) 考古学(2) 地質学(1) 歴史学(1)	弘前市附属機関設置 条例
弘前城跡整備指導委員 会	7	考古(1) 城郭(1) 歴史(2) 石垣(1) 建築(1) 観光(1)	弘前市附属機関設置 条例
旧第五十九銀行本店本 館保存活用計画策定委 員会	5	歴史(1) 建築(1) まちづくり(1) 観光(1) 市民(1)	弘前市附属機関設置 条例

(9)文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

弘前市には、文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体として、文化財の所有者（保持者）などによって組織された団体がある。

重要文化財（建造物）の適正な維持管理を目的として、重要文化財の所有者又は管理者によって重要文化財所有者連絡協議会が組織され、教育委員会の文化財課が事務局として文化財所有者の情報交換や各研修のコーディネートを行っている。今後も文化財の適正な維持管理のため、情報の共有や研修の企画などを協議会と協働で計画していく。

また、伝統的建造物群保存地区では、地区住民が弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会を組織し、住民の立場からまち並みの維持管理と保存に努めている。近年、保存会の会員の減少及び高齢化、さらには地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどから、まち並みの保全に関わる人材が減少してきている。このことから、今後、まち並み保存に関わる人材の育成を保存会と協働で計画していく。

また、後世に歴史的文化遺産と伝統技術等を継承することを目的として、各文化財の専門家により一般社団法人弘前文化財保存技術協会が組織され、文化財の調査研究及び技術の研究などを行っている。今後も一般の方々への公開講座や技術の研究などを協会と共同で計画していく。

さらに、有志らで組織されている弘前縄文の会や、地域・民間・行政で組織されている史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議が、体験イベントの実施を通じて縄文文化の普及啓発に取り組んでいる。

各地域の民俗芸能や伝統行事を保存・伝承している団体は、地域社会の高齢化等により後継者不足の問題に直面しているが、（6）で前述したように後継者の確保を図っていく。

2. 重点区域に関する具体的な計画

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

弘前市では、指定文化財のうち、国の指定71%、県指定69%、市指定60%、全体で64%が重点区域内に存在している。建造物については、国指定で91%、県指定で93%、市指定が64%、全体では87%が重点区域内に存在している。これら集中的に存在する文化財の保存・活用が当市の歴史的風致の根幹となるため、計画的に修理及び整備を行う。

文化財全般の保存活用方針等は作成されていないものの、指定物件ごとの整備計画を保存修理に併せて策定することで保存修理の段階から有意義な活用を見据えた整備を進めている。今後も、所有者との協議を重ねながら活用を考えた整備を図っていく。

また、文化財の保存・活用を行う際に、修理や整備といった現状変更等を伴うものは、文化庁等関係機関と連携の上、文化財の調査・研究による歴史的な真正性を確保した適正な修理・整備を実施していく。

未指定の文化財は、弘前市文化財審議委員などの助言を仰ぎながらその価値等を調査し、適切な保護を図るとともに、文化財としての価値があるものは指定する。

i) 記念物

重点区域内に国指定の史跡が1件、市指定の史跡が2件存在している。また、国の登録有形文化財の記念物として、庭園が2件（揚亀園、旧菊池氏庭園（弘前明の星幼稚園庭園））存在している。

史跡津軽氏城跡弘前城跡については、整備計画に基づき、適切な保存・活用に努める。整備計画では、弘前城跡全体の整備にかかる基本理念・基本方針・問題点を整理し、二の丸について、北部を「歴史的環境の向上を図る」区域、南部を「弘前城に関する総合的な展示解説とインフォメーションの場としての整備を行う」区域と位置付けている。

特に、二の丸南部地区は、来訪者の主要動線の集中する地区となっていることから、ガイダンス機能を備えた利活用施設及び休憩施設の整備を行うとともに、馬場跡などの整備を行い、史跡における二の丸地区の価値の顕在化を図る。平成30年(2018)4月には、上記の計画に基づき整備した「弘前城情報館」が開館し、今後も引き続き、馬場跡等の整備を実施していく。

ii) 伝統的建造物群

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、昭和 53 年(1978)の重要伝統的建造物群保存地区としての選定から 40 年が経過し、自家用車の普及などによって住民の生活様式が大きく変化している。このような状況の中、景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成を図るため、保存活用計画の見直しを行う必要性が生じたところである。

平成 30 年(2018)度から、保存計画見直しのための調査を開始しており、平成 32 年(2020)度までに保存計画の見直しを完了させる計画である。見直しにおける目標は、「景観、住環境の向上による持続可能な保存地区の形成」であり、これまで価値づけがなされていなかった、庭や樹木の保存や、補助制度の拡充、修景モデルの作成などについて、調査を進めながら検討していく。

iii) 有形文化財(建造物)

指定文化財を含む歴史的建造物は、弘前城の 9 棟、武家住宅 4 棟（旧弘前藩諸士住宅・旧岩田家住宅・旧伊東家住宅・旧梅田家住宅）のほか旧第五十九銀行本店本館や旧弘前市立図書館などの洋風建築も広く一般公開している。また、日常とは異なる歴史を感じられる空間として、旧第八師団長官舎などの登録有形文化財を喫茶店として活用している。今後は、各建造物の特性や立地条件等を考慮し、さらなる地域活性化に寄与する活用方法を検討する。特に、旧第五十九銀行本店本館は、平成 30 年(2018)4 月に弘前市の所有となったことから、隣接する毎年 200 万人の入込数のある弘前城跡から中心市街地に観光客等を誘導するなどの、まち歩きの拠点としての活用が期待されている。保存活用計画の策定を通じて、適正な保存を行いつつ、観光拠点としての活用方法を検討していく。

文化財の所有者は、市のほか、宗教法人、学校法人及び個人となっている。所有者の意向や財政的負担などといった現状を踏まえながら協議を重ね、有効な活用方法を、今後も検討していく。

iv) 美術工芸品

美術工芸品は博物館等で展示・公開されることが多く、市民や観光客の目に触れる機会も多い。

絵画や彫刻は現在老朽化や破損が見受けられるが、刀以外は修理履歴がないため、専門家等に調査や修理を依頼するなど、今後、適正な保存に努める。

市では、修理が終わった美術工芸品などについては所有者と協議の上、積極的に公開をするよう働きかけていく。

v) 民俗文化財・無形文化財

重点区域内には、国の重要無形民俗文化財の弘前のねふたや、岩木山の登拝行事、県指定有形民俗文化財である高照神社奉納額絵馬、そして市指定無形民俗文化財の松森町津軽獅子舞がある。また、重要無形文化財指定を受けた津軽塗の保持団体・津軽塗技術保存会の伝承者養成事業の活動拠点が重点区域内に所在する。

弘前のねふたや岩木山の登拝行事については、前述のとおり、参加している町会や各団体が地域を代表する祭事や行事だという意識を強く持って後継者を育成している。

松森町津軽獅子舞は、保存会会員の高齢化で踊りの時間が長いものや激しい踊りを行うことが少なくなったことで演目が減少、踊り方自体も変化してきている。このような状況を受け、用具修理など伝承活動への補助のほか、獅子舞の演舞や活動の様子を伝承資料として保存・活用するための映像記録保存を行っている。引き続き、これらの取り組みにより後世への伝承を図っていく。

重要無形文化財津軽塗は、技術者の高齢化による後継者不足など、担い手不足が課題となっており、後継者の育成が急がれており、保持団体である津軽塗技術保存会が後継者育成を進めている。また産業技術としては業界が主体となって研修を行い、広く技術の伝承を図っているが、多くの伝統工芸は徒弟的^{とてい}な伝承形態を保持しており、底辺の拡大にはつながっていない。伝統工芸は記録保存も絡めて、技術を多くの人々に触れてもらい、後継者育成へとつながる公開活動や研修会などの開催を庁内や関係機関などと連携して推進する。

(2) 文化財の修理(整備を含む。)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、法令等に基づいた手続きを行うとともに、適宜関係機関と連携を図りながら実施する。

【津軽氏城跡弘前城跡】(国指定の史跡)

史跡津軽氏城跡弘前城跡は、弘前市の中心部に位置する都市公園でもあり、弘前さくらまつりの期間中は毎年200万人を超える花見客で賑わう。このうち、本丸と北の郭が有料区域となっており、休憩施設として武徳殿(明治44年(1911)建築)を活用している。また、二の丸には弘前城情報館を整備し、来園者は弘前城築城から現在までの城の変遷などについて理解を深めることができる。三の丸の北側には緑の相談所と公園管理事務所が配置されており、そこから南に向かってピクニック広場、弘前城植物園が続き、市民がピクニックや散策、植物観賞などができる憩いの空間となっている。三の丸南西側は市民広場として整備されているほか、周辺にはテニスコート、市民会館、市立博物館がある。

史跡の指定区域が旧城域と重なっていることから、史跡の現状保存のための保存管理に重点を置いて、濠・土塁・園路の整備や橋の架け替え等の修理、天守・櫓・門といった重要文化財の保存修理などを行ってきた。近年は前述の弘前城情報館の整備のほか、石垣修理に係る見学会や現場説明会、体験イベントの開催などソフト事業を通して積極的な情報発信を行っている。また、多言語説明板の設置やトイレの洋式化など外国人観光客の受け入れについて環境整備も行っている。

引き続き、保存修理は遺構に影響のない計画により実施するものとし、施設整備等については計画施設ごとに基本計画を策定し、現状変更許可を受けた後に具体的な施工について手続きをとることとする。今後も、弘前城跡整備指導委員会、弘前城跡本丸石垣修理委員会等の指導を仰ぎながら、史跡の本質的価値を保存していくことを前提に、整備を実施していく。

今後、必要な整備として計画され、一部実施されているのは、下記のとおりである。

- ・ 郭ごとの歴史的真正性に則った特徴ある整備を図る。
- ・ 二の丸南部地区をはじめ、発掘等調査等に基づく遺構整備を進める。
- ・ 水質等、濠の環境を維持・保全するための整備を検討する。
- ・ 重要文化財（建造物）は、耐震対策を含む修理計画を策定し、修理を実施する。
- ・ 石垣修理工事を進める。

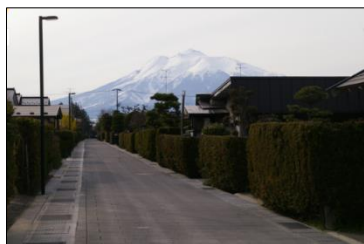
【弘前城跡新寺構、弘前城跡長勝寺構】

長勝寺構は崖地を保護しながら核となる長勝寺境内の整備を図り、寺院街は継続して景観整備に努める。新寺構は土居の保護と景観保全及び適正な維持管理に努める。

長勝寺構の整備については、資料と発掘による調査成果により復元時期を検討しながら、整備計画について検討する。

【弘前市仲町伝統的建造物群保存地区】

藩政時代の武家住宅としてのまち並み及び景観の維持保存を図る。一般の民家には、地区の景観に合わせた修景等の費用を補助するなどして保存に努めているが、今後も継続して保存整備を図る。また保存計画の見直しを行うため、調査を実施中である。保存計画見直しにより、修理修景補助及び現状変更許可の基準を明確にすることで、地割の改変・大規模施設の建設等による地区の景観阻害を防ぐとともに、雪対策など、住環境の向上を図る。



弘前市仲町伝統的建造物群保存地区



保存計画見直しに係る住民説明会

【旧第五十九銀行本店本館】(国指定の重要文化財)

明治37年(1904)に旧第五十九銀行の本店として建てられ、設計・施工は堀江佐吉によるものである。正面に展望台を兼ねた屋根窓、屋根周囲にバラストレードを設けるなど、外観はルネサンス風の意匠を基本としているが、土蔵と同じように壁を漆喰で塗籠めた防火構造で、和洋折衷手法の優れた明治建築である。



旧第五十九銀行本店本館

前回修理から30年以上が経過し、外壁漆喰や屋根瓦等にき損箇所が見られることから、平成30年(2018)度より美装化工事に着手する。また、通年公開や幅広い公開活用に向け、照明・空調の各設備の整備にも着手する予定である。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

弘前城情報館整備に係る史跡津軽氏城跡弘前城跡二の丸発掘調査において、馬場・御高覧所・御宝蔵の遺構が確認された。引き続き、弘前城跡整備指導委員会等の指導を仰ぎながら、これらの遺構表示等の復元的整備を実施することで、二の丸南部地区の価値の顕在化を図る。

指定文化財に設置している説明板について、設置後年数が経過し老朽化が進んでいるものは随時修理を行っているが、積雪等により多くの説明板に傷みが見られる。これまでも状況を調査したうえで計画的に修理を進めてきたが、今後も継続していく。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

弘前市は、平成24年(2012)度に「弘前市景観計画」を策定し、弘前城跡周辺を景観形成重点地区に指定して建築物の高さ制限を設けるなど、文化財と周囲の景観、環境との調和を図っている。また、蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めや、弘前城本丸からの岩木山の眺望などを、建物や工作物の高さに対する制限などを定めた、眺望景観保全地区に指定することによって保護している。

現在進めている弘前市仲町伝統的建造物群保存地区の保存計画見直し調査により、ツボ庭や通りに面した樹木についても景観を構成する重要な要素であることが確認されている。それらの景観も重要な構成要素と位置付けて、建物と地割・樹木等を含む保存の方針を示す保存計画の見直しを検討する。

引き続き、歴史的変遷の中で形成された街並みと景観を保存していくため、景観計画等を活用しながら、街路の整備や電線類の地中化などを進めるとともに、文化財への案内板の設置などの整備も進め、文化財周辺の環境の保全に努める。

(5)文化財の防災に関する具体的な計画

i) 有形文化財(建造物)

【消防計画の作成】

指定文化財管理者に防火管理を実施するための「消防計画」の策定とともに、防火管理上必要な業務の実施を指導する。また、火災予防のために、重要文化財を始めとした指定文化財について火気厳禁等の標示の設置を指導していく。

火気・可燃物の安全管理や消火体制の整備、訓練等については、地域の協力や消防機関の指導を受けながら実施する。

文化庁・消防庁が位置付けている1月26日の文化財防火デーには、毎年市内の指定文化財建造物において防災訓練を行っていることから、この訓練を継続する。



文化財防火デーの様子

【防災設備】

防災設備を充実させるとともに、保守管理の体制を整える。重要文化財(建造物)は、国庫補助事業により昭和40年(1965)代に自動火災警報設備を、昭和50年(1975)代に消火栓設備と避雷針設備を設置している。設置して30年前後経過したことを受け、平成26年(2014)度までに弘前城を除き配管やポンプの改修(更新)を実施した。

今後は、石垣修理事業に伴い移設した天守の保存修理後に弘前城跡の消防設備の改修を図る。また、旧第五十九銀行本店本館が市所有となったことに伴い、これまで共有していた株式会社青森銀行弘前支店の防災設備とは別に、旧第五十九銀行本店本館の敷地内に新たに貯水槽・消火栓ユニットポンプ・自動火災報知設備受信盤等を設置する。さらに、株式会社青森銀行弘前支店との連携により初期消火対応の充実を図るなど、適正な防火体制を構築する。

県・市指定建造物は自動火災報知設備を設置し、保守点検を定期的に行っていることから、今後も継続して実施していく。

【保守管理計画】

消防法により定められた定期点検を実施し、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても同法に準じた点検を実施する。

毎年11月1日～7日の1週間は文化財火災予防週間と位置づけられていることから、市内の文化財指定物件の消防設備と消防体制について関係機関の協力のもと点検しているが、今後も継続していく。

重要文化財の防災設備保守点検は、国の補助制度である指定文化管理事業を活用してにより、今後も継続して実施していく。

積雪による屋根の損傷や霜による基礎の傷みを防ぐため、雪下ろしや通路の確保、また、冬期間の放水銃凍結対策など、今後も継続して実施していく。

県・市指定文化財は、付近への火気厳禁等の標示の設置を検討するとともに、重点区域には公開の建造物が多いことから、消防機関とも連携を図り、早期消火を図るための自動火災報知設備の設置や防災訓練などの実施を指導していく。

防災体制としては、自動火災報知設備が消防署へ通報できる場所が多く、そのほかにも、個々の所有者は消防機関の指導を受けながら「消防計画」を作成し、役割分担しながら初期通報や消火活動の訓練をしていく。

市は、地区ごとの防火体制の整備など個々の所有者の防災体制の支援を図る。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

【防犯設備】

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討して、必要に応じて防犯計画を策定する。

設備の設置としては、防犯カメラ・防犯センサーの取り付けについて所有者等と協議しながら充実させていく。

ii) 有形文化財(美術工芸品)

建造物と同様に防災対策を講じるよう所有者と協議していく。また、火災報知設備の充実を図り、防災に努める。

防犯については、火災・盗難を未然に防ぐ対策を検討する。必要に応じて所有者等と協議しながら、防犯計画を策定する。盗難等を防ぐため、警報装置等の取り付けを検討するほか、見回りの回数を増やす等、所有者と協議していく。

iii) 記念物

史跡指定地は、都市計画法の用途地域に合わせた防災計画等により防災施設の整備を図る。史跡津軽氏城跡弘前城跡は、管理担当である部署が独自の消防計画を作成し、文化財指定建造物と併せて防災に取り組んでいる。弘前城跡の消防設備は、石垣修理事業のために移設している天守の保存修理完了とともに消防設備の改修を図り、文化財建造物を適正に保存し、かつ、市民や観光客の安全性の向上を図る。

iv) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物が集中している区域や地区中央部に位置する仲町緑地は、防火水槽等を設置して火災に対応し、伝統的建造物には、火災報知設備も設置している。

現在の防災計画は、昭和50年(1975)代に防火設備の整備方針を定めたものであり、整備が完了したことから、設備の更新や設備を活用した防火体制について明記した防災計画への見直しを実施する。(新たな防災計画を策定する。)また、防火対策のほかに、耐震対策や耐震補強などを検討していく。

近年、半解体修理を実施している建造物は、専門業者等による耐震調査を行い、建物の歴史的真正性に配慮して補強を施しているが、今後も機会あるごとに耐震補強を実施していくことを検討する。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財パンフレット刊行や広報活動等により、市民への文化財保護意識の高揚に努める。また、指定文化財は、前述の『弘前の文化財』や市のホームページ等で紹介するとともに、市街図や市域図などを利用した文化財マップの作成により、文化的な施設も併せて紹介する。

i) 有形文化財(建造物)

神社本殿など通常一般の目に触れることがない建物や、住居・業務など特定の人が日常的に利用する建物など、屋内の公開が困難な場合は市のホームページなどで建物の紹介を行う。

現在、市が所有する文化財建造物は、城門・櫓を除いて一般公開しており、喫茶店や展示施設としても活用されている。

民間所有についても、寺院本堂と教会堂も利用目的は限られているが、市民の目に触れやすく、内部を見学できるものが多く存在している。

近年、近代化遺産など大正、昭和初期の建築物で特徴あるものについて保存が注目され、公開件数も増加しており、文化財保護意識の普及啓発に大きく役立っている。今後も、近代建築等の公開活用の幅が広がるように検討するとともに、神社仏閣の公開の可能性を探り、少しでも公開を増やしていくように指導していく。



木村産業研究所
(登録有形文化財)

また、これまでは建物単体で保存することを目的に保存、整備を図ってきたが、今後は周辺と関連した整備も考慮し、点在する文化財を繋げて見学できるコースも想定した整備を図る。

保存修理事業を実施する建造物等は、施工中の一般公開や屋根葺き、土壁塗り、木材の削り方など職人による伝統技法の実演などの公開を推進する。

平成25年(2013)度から国の重要文化財旧弘前借行社の半解体修理を実施しているが、毎年所有者により修理現場公開が行われている。今後も、所有者と連携しながら、現場の公開を実施していく。

ii) 有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品は保存状態を確認しながら、所有者による展示・展示施設での展示を促進する。

iii) 民俗文化財・無形文化財

民俗芸能の周知のため、公開活動を支援する。また、民間信仰、民俗芸能及び伝統工芸の技術・技法等を後世の人たちに伝えるため、後継者等と協力してDVD等への記録保存に努める。

祭礼行事である「弘前のねふた」は、後継者や参加者の減少などの問題は、現在顕在化していないが、登山囃子の要素を取り入れたり、よさこいソーランなど、伝統的ではない舞踏の影響を受けた衣装や、パフォーマンスが現れたことなど、近年、ねふたの形態や運行、囃子の乱れが問題になった。保持団体である弘前ねふた保存会は、学識経験者やねふた絵師などからなる「弘前ねふた保存基準策定委員会」を組織して検討し、「弘前ねふた保存基準」を平成20年(2008)に策定した。今後も伝統的な運行の形態などを保持して、より民俗文化財としての魅力を維持していくことを推進する。

重要無形文化財津軽塗は、津軽塗技術保存会が取り組んできた、江戸時代末期から明治初期にかけての、津軽漆塗手板に用いられている古い津軽塗技法の再現した作品の展示や、伝承者養成事業に参加している研修生の作品などを、成果発表会として毎年展示している。今後も、成果発表会を継続して開催することで、

津軽塗の価値を周知し、後継者のすそ野を広げることを目指す。

iv) 記念物

史跡弘前城跡二の丸南部地区の価値の顕在化を図るため、馬場跡や御宝蔵などの施設の復元的整備を行う。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は457箇所となっており、そのうち、平成20年(2008)度までの詳細分布調査未実施区域となっている岩木地区及び相馬地区については、平成21年(2009)度より10年計画で調査を実施している。引き続き、各種開発計画への早期な対応と埋蔵文化財の保護を図る。

遺跡の取扱いは、青森県埋蔵文化財包蔵地台帳(遺跡台帳)及び市が作成する弘前市遺跡地図(遺跡地図)からなる基礎資料を基に、次のとおり対応する。

- ・ 開発計画区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を確認する。
大規模開発計画(2ha以上)の場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず分布調査等を実施し、再度確認する。周知の埋蔵文化財包蔵地が有る場合は計画の見直し等の協議を実施する。
- ・ 遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認する。
試掘調査は原則的に文化財保護側の負担とする。
- ・ 開発事業者による文化財保護法の規定による届出・通知書の提出を依頼する。
市から県教育委員会へ進達の際は、試掘調査の結果を添付し、意見を添えする。
- ・ 県からの指示により本発掘調査を実施する場合は、開発事業者と本発掘調査費用及び時期などについて協議の上、本発掘調査を実施する。
国からの通知並びに県教委の指示・勧告に基づき、必要に応じて本発掘調査費用は開発事業者負担とするが、開発事業者が個人や零細事業者などである場合は、国庫補助事業による公的費用負担となる場合もある。
- ・ 近世の遺跡は、文献資料及び試掘・確認調査等の現地調査を実施した上で、その取り扱いについて検討する。

(8)文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

各種団体の具体的な活動は下記のとおりである。これらの活動に対して、助成、情報提供、研修等を通じて支援を続けていく。

- ・重要文化財所有者連絡協議会の研修視察
- ・重要文化財所有者連絡協議会の重要文化財普及啓発事業
- ・弘前市仲町伝統的建造物群保存会の研修視察
- ・民俗芸能保存団体による用具修理
- ・民俗芸能団体の組織化への助言・指導
- ・弘前文化財保存技術協会による史跡及び文化財庭園等の公開活用活動